



宮 行 評 委 第 7 号
平成 2 1 年 7 月 2 7 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

平成 2 1 年度政策評価・施策評価について（答申）

平成 2 1 年 6 月 3 日付け評価第 1 2 号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 7 項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

平成 2 1 年度

政策評価・施策評価について

宮城県行政評価委員会

目 次

I	答申に当たって	1
II	調査審議の方法	2
III	調査審議の結果	5
	宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表	7
IV	宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見		
1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～			
政 策 番 号	1 育成・誘致による県内製造業の集積促進	9
政 策 番 号	2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化	17
政 策 番 号	3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化	23
政 策 番 号	4 アジアに開かれた広域経済圏の形成	29
政 策 番 号	5 産業競争力の強化に向けた条件整備	35
2 安心と活力に満ちた地域社会づくり			
政 策 番 号	6 子どもを生き育てやすい環境づくり	43
政 策 番 号	7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり	49
政 策 番 号	8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築	57
政 策 番 号	9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	71
政 策 番 号	10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり	75

3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号	11	経済・社会の持続的発展と環境保全の両立	81
政策番号	12	豊かな自然環境, 生活環境の保全	87
政策番号	13	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	91
政策番号	14	宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり	95

I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題等と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年6月3日に、宮城の将来ビジョンで定めた14政策とそれを構成する33施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、6月上旬から下旬にかけて「第1分科会」「第2分科会」「第3分科会」の3つの分科会に分かれ、延べ9回にわたり、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については、後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、「宮城の将来ビジョン」で描く将来の宮城の姿、目標が着実に実現されることを願っている。

平成21年7月27日

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成21年度政策評価・施策評価に関し、県の自己評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定められた14政策33施策である。

その全てについて、調査審議を行った。

2 調査審議の進め方

当部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、第1分科会、第2分科会、第3分科会の3分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、各基本票の記載内容について施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。

政策評価は、基本票の政策評価シートに基づいて、政策の成果（進捗状況）及び政策を推進する上での課題等と対応方針を評価するものである。当部会では、施策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

施策評価は、基本票の施策評価シートに基づいて、施策の成果（進捗状況）及び施策を推進する上での課題等と対応方針を評価したものである。当部会では、政策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

【分科会の開催状況】

第1分科会

〔担当委員〕

(5政策12施策)

堀切川一男委員 (分科会長／東北大学大学院工学研究科教授)

足立千佳子委員 (特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事)

成田由加里委員 (成田由加里公認会計士事務所代表)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第1回	平成21年6月8日	政策1	・育成・誘致による県内製造業の集積促進 (3施策)
		政策2	・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (2施策)
		政策3	・地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (2施策)
第2回	平成21年6月16日	政策4	・アジアに開かれた広域経済圏の形成 (2施策)
第3回	平成21年6月19日	政策5	・産業競争力の強化に向けた条件整備 (3施策)

第2分科会

〔担当委員〕

(5政策14施策)

小坂健委員 (分科会長／東北大学大学院歯学研究科教授)

折腹美己子委員 (特別養護老人ホームパルシア施設長)

本図愛実委員 (宮城教育大学准教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第1回	平成21年6月10日	政策8	・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (6施策)
		政策9	・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (1施策)
第2回	平成21年6月18日	政策6	・子どもを生き育てやすい環境づくり (2施策)
		政策7	・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (2施策)
第3回	平成21年6月19日	政策7 (続き)	・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (1施策)
		政策10	・だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくり (2施策)

第3分科会

[担当委員]

(4政策7施策)

安藤 朝夫委員 (分科会長/東北大学大学院情報科学研究科教授)

井上 千弘委員 (東北大学大学院環境科学研究科教授)

山本 玲子委員 (尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第1回	平成21年6月5日	政策11 政策12	・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (2施策) ・豊かな自然環境, 生活環境の保全 (1施策)
第2回	平成21年6月17日	政策13	・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (1施策)
第3回	平成21年6月24日	政策14	・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (3施策)

Ⅲ 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する各分科会及び部会での審議を経て、県の評価項目「政策・施策の成果（進捗状況）」及び「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性について判定（3区分）を行うとともに、各々に意見を付した。

判定結果は次のとおりである。

【県の政策評価に対する判定】

判定 評価項目	適切	概ね適切	要検討
政策の成果（進捗状況）	2 政策	1 1 政策	1 政策
政策を推進する上での課題等と対応方針	—	1 2 政策	2 政策

【県の施策評価に対する判定】

判定 評価項目	適切	概ね適切	要検討
施策の成果（進捗状況）	1 2 施策	1 9 施策	2 施策
施策を推進する上での課題等と対応方針	4 施策	2 6 施策	3 施策

参考 1：「政策・施策の成果（進捗状況）」に対する判定区分

適切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの

概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの

要検討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの

参考 2：「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定区分

適切：県の評価原案について、内容が十分であり、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断されるもの

概ね適切：県の評価原案について、内容に一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断されるもの

要検討：県の評価原案について、内容が不十分で、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができないもの

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「宮城県行政評価委員会政策評価部会審議結果一覧表」のとおりである。

1 全体的事項

各政策評価・施策評価を通じての全体的な意見は次のとおりである。

(1) 政策・施策の成果（進捗状況）について

・施策に設定されている目標指標等から、施策全体の成果が分かりにくいものについては、事業の成果等を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく記載する必要があると考える。また、成果については、県が何を行ったかという活動量ではなく、その活動の結果、県民生活がどの程度改善されたかを分かりやすく示す必要があると考える。

・実績値や達成度が把握できない目標指標等が多く設定されているものについては、毎年度の施策の進捗状況を数値で分かりやすく示す必要があると考える。

(2) 政策・施策を推進する上での課題等と対応方針について

・複数の目的がある施策については、その項目ごとに課題等や対応方針を整理し、できるだけ分かりやすく示す必要がある。

・広報や県民意識調査を通じて、県民に対し全国的にも先駆的な取り組みや成果のあった具体的事例などを積極的に示し、施策の成果を分かりやすく周知していく必要があると考える。

2 個別的事項

各政策評価・施策評価に付した意見は、「Ⅳ 宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見」のとおりである。

宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

政策番号	政策名	県の自己評価 (評価原案)	県の自己評価(評価原案)に係る 宮城県行政評価委員会の判定		施策番号	施策名	県の自己評価 (評価原案)	県の自己評価(評価原案)に係る 宮城県行政評価委員会の判定	
		政策評価 (総括) 「政策の成果 (進捗状況)」	「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定	「政策を推進 する上での課題 等と対応方針」 に対する判定			施策評価 (総括) 「施策の成果 (進捗状況)」	「施策の成果 (進捗状況)」 に対する判定	「施策を推進 する上での課題 等と対応方針」 に対する判定
政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～									
1	育成・誘致による県内製造業の集積促進	概ね順調	概ね適切	概ね適切	1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	概ね順調	適切	適切
					2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					3	豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興	概ね順調	適切	概ね適切
2	観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化	概ね順調	適切	概ね適切	4	高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					5	地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現	概ね順調	適切	概ね適切
3	地域経済を支える農林水産業の競争力強化	概ね順調	適切	概ね適切	6	競争力ある農林水産業への転換	概ね順調	適切	概ね適切
					7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保	概ね順調	適切	概ね適切
4	アジアに開かれた広域経済圏の形成	概ね順調	概ね適切	概ね適切	8	県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進	概ね順調	適切	概ね適切
					9	自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成	順調	概ね適切	概ね適切
5	産業競争力の強化に向けた条件整備	概ね順調	概ね適切	概ね適切	10	産業活動の基礎となる人材の育成・確保	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					11	経営力の向上と経営基盤の強化	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					12	宮城の飛躍を支える産業基盤の整備	概ね順調	適切	適切
政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり									
6	子どもを生み育てやすい環境づくり	やや遅れている	概ね適切	概ね適切	13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	やや遅れている	概ね適切	概ね適切
					14	家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成	概ね順調	概ね適切	適切
7	将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり	やや遅れている	概ね適切	概ね適切	15	着実な学力向上と希望する進路の実現	やや遅れている	概ね適切	概ね適切
					16	豊かな心と健やかな体の育成	やや遅れている	適切	概ね適切
					17	児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり	概ね順調	適切	概ね適切

政策番号	政策名	県の自己評価 (評価原案)	県の自己評価(評価原案)に係る 宮城県行政評価委員会の判定		施策番号	施策名	県の自己評価 (評価原案)	県の自己評価(評価原案)に係る 宮城県行政評価委員会の判定	
		政策評価 (総括) 「政策の成果 (進捗状況)」	「政策の成果 (進捗状況)」 に対する判定	「政策を推進 する上での課題 等と対応方針」 に対する判定			施策評価 (総括) 「政策の成果 (進捗状況)」	「施策の成果 (進捗状況)」 に対する判定	「施策を推進 する上での課題 等と対応方針」 に対する判定
8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築	やや遅れている	概ね適切	概ね適切	18	多様な就業機会や就業環境の創出	やや遅れている	適切	概ね適切
					19	安心できる地域医療の充実	やや遅れている	適切	概ね適切
					20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり	やや遅れている	概ね適切	概ね適切
					21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興	概ね順調	概ね適切	概ね適切
9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	概ね順調	要検討	概ね適切	24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	概ね順調	要検討	概ね適切
10	だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり	概ね順調	概ね適切	概ね適切	25	安全で安心なまちづくり	概ね順調	概ね適切	概ね適切
					26	外国人も活躍できる地域づくり	概ね順調	概ね適切	概ね適切
政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり									
11	経済・社会の持続的発展と環境保全の両立	概ね順調	概ね適切	要検討	27	環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献	概ね順調	要検討	概ね適切
					28	廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進	概ね順調	概ね適切	要検討
12	豊かな自然環境、生活環境の保全	概ね順調	概ね適切	概ね適切	29	豊かな自然環境、生活環境の保全	概ね順調	概ね適切	概ね適切
13	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	概ね順調	概ね適切	要検討	30	住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	概ね順調	概ね適切	要検討
14	宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり	概ね順調	概ね適切	概ね適切	31	宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実	順調	概ね適切	概ね適切
					32	洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進	概ね順調	適切	適切
					33	地域ぐるみの防災体制の充実	概ね順調	概ね適切	要検討

※宮城県行政評価委員会の判定は、県の自己評価(評価原案)の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものを。

IV 宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見

1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

政策番号 1

施策体系	評価原案	
<p>政策番号1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進</p> <p>(政策の概要) 今後の宮城県経済の成長のためには、県外の需要を獲得することが重要であり、製造業を中心として強い競争力のある産業を創出する必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、技術・経営革新を一層促進する。 特に、県内製造業の中核である電気機械製造業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、国際的にも競争力のある産業集積を図る。 また、自動車関連産業においては、岩手・山形両県などの東北各県と連携しながら、これまで培ってきた我が県の強みを生かして集積を促進する。 食品製造業は、個々の事業者の競争力の向上が課題となっており、今後豊富な第一次産品や、水産加工業を中心としたこれまでの関連産業の集積などの強みを生かした高付加価値な製品の開発を促進し、食品製造業を成長軌道に乗せる。 こうした取組により、平成28年度までに、電機・電子、自動車関連、食品製造業の製造品出荷額の2割以上の増加を目指す。 さらに、次代を担う新たな産業については、我が県の特性や製造業の成長過程を踏まえて、可能性の高い分野を見極め、将来の集積形成に向けた取組を行っていく。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成・誘致による県内製造業の集積促進に向けて3つの施策で取り組んだ。 ・平成20年9月以降の米国発金融危機の影響を受け、自動車産業、電子機械関連産業など製造業を中心に業績が悪化しており、設備投資も大幅に減少している状況であるが、製造品出荷額の増加を図るため、県内製造業の集積促進に向けて取り組んでいる。 ・施策1では、平成19年の製造品出荷額(食料品製造業を除く)は、18年に比べ2,796億円の減少となった。これは、石油製品・石炭製品製造業の一部事業所における取引形態の変更が減少要因として考えられる。重点事業分野に関連する電子部品や一般機械、電気機械では対前年比8～13%の大きな伸びとなっている。 ・また、企業立地件数では、立地件数が全国的に減少傾向になるなか、前年比8件増の33件となった。立地面積では、平成20年工場立地動向調査(速報:東北版)によると、10ha以上の立地が6件あったため、全国2位の143.6haとなっている。なお、平成19年10月には、セントラル自動車(株)の県内への立地が決定している。 ・施策2では、KCみやぎ(基盤技術高度化支援センター)による産学官連携について、企業への情報提供を行い、企業からの技術相談件数及びセミナー開催件数が順調に増加している。 ・施策3では、食品製造業の事業所数が全国的に減少傾向にある中、本県の「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は増加傾向にあり、商品の高付加価値化が進んでいる。 ・以上より、政策の進捗状況は概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景気低迷により企業の設備投資が減少しているが、製造品出荷額の増加を図るために、引き続き、県外からの企業誘致、誘致関連企業の集積に対応する施策、県内企業との取引拡大のための施策を講じていく必要がある。なお、経済状況を考慮した県内立地企業への支援策についても検討していく。 ・次代を担う新たな産業の集積を図るため、クリーンエネルギーなど成長の可能性が高い分野を見極めた集積形成に取り組んでいく。 ・「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」について、県民意識調査では、「重視の割合」に比べて「満足割合」が低いことから、各事業の状況や成果等に関して、一層の周知を図る必要がある。 ・「豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造の振興」を進める上で、食品関連事業者との連携が重要であるが、中小業者等の事業に対する認知度が十分でないため、さらなる周知を図り、事業参加者を増やしていく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策2の成果(進捗状況)については、現在設定されている目標指標等「産学官連携数」のような支援件数、相談件数ではなく、実用化・事業化・製品化件数など成果を示すデータを踏まえて評価していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策2については、県民が分かるような成果を上げ、その成果を県民に示していくことが必要であると考え。

・構成施策3については、良い成果が出ているので、それを対象事業者のみでなく、広く県民に知らせるという意識が必要であると考え。

施策体系	評価原案		
政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進			
<p>施策番号1: 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興</p> <p>(施策の概要) 高度電子機械産業、自動車関連産業など経済波及効果の高い業種の企業誘致や、市場拡大が期待される分野での新製品開発や取引拡大等の支援に取り組み、県内製造業の振興を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.4%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・製造品出荷額(食料品製造業を除く) 達成度C 現況値 29,502億円(平成19年度) 目標値 31,163億円(平成19年度) 初期値 29,965億円(平成17年度) ・企業立地件数(うち半導体関連企業) 達成度B 現況値 33(2)件(平成20年度) 目標値 50(2)件(平成20年度) 初期値 51(1)件(平成17年度)</p>	<p>施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果では、「重視」の割合が高く、この施策に対する県民の期待度がある程度高いことがうかがえる。 ・平成20年度に、ハイブリッド車用電池の生産を行うパナソニックEVエナジーの本県への立地が決定している。 ・本県も世界的な金融危機と景気失速により、製造業を中心に業績が悪化し、企業の設備投資が減少しているなか、東京エレクトロン(株)の工場着工延期が各種メディア等で報道されたことも施策に対する満足度の減少に影響しているものと思われる。 ・目標指標等の状況を見ると、製造品出荷額に対する目標額は大幅に下回っているが、重点分野の業種である電子部品や一般機械、電気機械では大きな伸びを示している。 ・企業立地件数では、前年度を上回ったものの目標値を下回っているが、敷地面積ベースでは全国2位であり、順調に推移していると思われる。 ・施策を構成する事業の全てで成果が出ており、事業の実績及び成果等からこの施策は、概ね順調に推移していると思われる。 ・以上により施策の目的である「育成・誘致による県内製造業の集積促進」は概ね順調に推移していると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の集積を図るため、企業立地(導入)と地域企業の育成と新産業の創出(内発)の取組を一体的かつ総合的に推進しており、今後も継続的な取組が必要である。 ・半導体関連産業等経済波及効果の高い業種等、地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進に関しても、継続的な取組が必要である。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気低迷により企業の設備投資が減少しているが、景気回復時を想定した誘致や県内企業の受注機会拡大促進に関する取組が必要である。 ・セントラル自動車(株)の本社・工場の移転完了を控え、関連企業の集積に対応する施策及び県内企業との取引拡大のための施策を講じていく必要がある。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度電子機械産業分野における産業界や関係機関・団体等を構成機関として設立した「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を活用した県内企業の取引拡大のためのプロジェクトを推進する。 ・自動車関連産業分野においては、セントラル自動車(株)の移転、パナソニックEVエナジーの本県への立地並びに平成20年7月にはトヨタグループが東北を国内第3の拠点にする旨を表明しており、自動車関連産業への新規参入に意欲のある県内企業に対し積極的な情報提供等を行い、県内企業の自動車産業への新規参入を促進する。 ・企業立地促進法に基づく基本計画策定の次段階として企業誘致に取組み、新たな工場用地の造成及び新たな企業誘致のための基盤整備を促進する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:適切】

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

施策体系	評価原案					
政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進						
<p>施策番号2: 産学官の連携による高度技術産業の集積促進</p> <p>(施策の概要) 高度技術産業の創出を目指した企業と大学等との連携による技術開発を活性化するとともに、特許等の活用促進・新製品の開発支援を行うことにより、競争力の高い製品を持つ企業や独自技術を持つ企業の集積促進を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 55.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.0%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・産学官連携数 達成度A 現況値 674件(平成20年度) 目標値 625件(平成20年度) 初期値 20件(平成17年度) ・知的財産の支援(相談・活用)件数 達成度C 現況値 831件(平成20年度) 目標値 975件(平成20年度) 初期値 906件(平成17年度)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 257 794 318">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="794 257 1476 318">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 318 794 965">概ね順調</td> <td data-bbox="794 318 1476 965"> <ul style="list-style-type: none"> ・KCみやぎによる産学官連携については、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加しており、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い一方で、知的財産活用については目標値に達していない。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待が伺えるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。 ・社会経済情勢からは、東京エレクトロンATの工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCDへの対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。 ・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施策の成果(進捗状況)	評価の理由	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・KCみやぎによる産学官連携については、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加しており、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い一方で、知的財産活用については目標値に達していない。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待が伺えるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。 ・社会経済情勢からは、東京エレクトロンATの工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCDへの対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。 ・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。
		施策の成果(進捗状況)	評価の理由			
	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・KCみやぎによる産学官連携については、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加しており、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い一方で、知的財産活用については目標値に達していない。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待が伺えるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。 ・社会経済情勢からは、東京エレクトロンATの工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCDへの対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。 ・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。 				
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 965 794 1025">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="794 965 1476 1025">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1025 794 1256">現在のまま継続</td> <td data-bbox="794 1025 1476 1256"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価を得ていることから、現在のまま継続することが妥当と考える。 ・しかし、「知的財産活用推進事業」について、事業成果を向上させる余地があるので、実施方法の改善等を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	事業構成の方向性	方向性の理由	現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価を得ていることから、現在のまま継続することが妥当と考える。 ・しかし、「知的財産活用推進事業」について、事業成果を向上させる余地があるので、実施方法の改善等を行う。
事業構成の方向性		方向性の理由				
現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価を得ていることから、現在のまま継続することが妥当と考える。 ・しかし、「知的財産活用推進事業」について、事業成果を向上させる余地があるので、実施方法の改善等を行う。 					
<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合に比べて「満足」の割合が低い結果となっている。この調査での乖離を少なくするためには、当該施策を構成する各事業の状況、実績や成果等に関して、一層の周知などが必要となる。 ・構成する8事業においては、一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応、新たなシーズの探索などの課題があり、そのため、情報の収集・共有化、コーディネート機能の強化などが課題となっている。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済環境の変化や、「産」や「学」からのニーズなどに迅速に対応した有効で効率的な事業を展開し、県民に向けての成果等の周知に努める。 ・そのため、「KCみやぎ(基盤技術高度化支援センター)推進事業」においては、技術相談から技術指導、共同研究、共同プロジェクト、商品化までの一貫した支援体制の構築のためのコーディネートやネットワーク機能を一層充実させる。「地域イノベーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性と経済的インパクトの高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化や企業訪問等による情報収集等の強化を図る。「知的財産活用推進事業」においては、関係者間の連携を密にするため、情報の共有化を図る。「起業家等育成支援事業」においては、入居者の事業の進捗状況を調査する。「大学等シーズ実用化促進事業」においては、実用化に近く、県内企業への利用が見込まれる新たなシーズを探索する。 						

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策の成果については、現在設定されている目標指標等「産学官連携数」のような支援件数、相談件数ではなく、実用化・事業化・製品化件数など成果を示すデータを踏まえて評価していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県民意識調査結果において「重視」の割合に比べて「満足」の割合が低いことについては、県民が分かるような成果を上げ、その成果を県民に示していくことが必要であると考える。

施策体系	評価原案	
政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進		
<p>施策番号3: 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興</p> <p>(施策の概要) 県内で生産される豊富な農林水産物や水産加工業を中心とした産業の集積を生かし、付加価値の高い製品の開発を支援するとともに、食品製造業を成長軌道に乗せ、出荷額の増加を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 50.0%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・製造品出荷額(食料品) 達成度A 現況値 6,014億円(平成19年度) 目標値 5,836億円(平成19年度) 初期値 5,737億円(平成17年度) ・1事業所当たり粗付加価値額(食料品) 達成度A 現況値 22,535万円(平成19年度) 目標値 22,011万円(平成19年度) 初期値 21,674万円(平成17年度)</p>	<p>施策の成果 (進捗状況)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等については、事業所数が減少している中、「製造品出荷額(食料品)」も減少傾向にあるものの、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は増加傾向にあり、商品の高付加価値化という、事業の目指す方向と一致した動きとなっている。 ・県民意識調査結果については、本施策を重視する人が79.8%と期待は高いものの、満足している人は50.0%にとどまっており、施策実現のための事業推進が依然として必要となっている。 ・社会経済情勢等については、平成20年、「農商工等連携促進法」が施行され、中小企業と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発、販売促進等の取り組みを国も支援することとなり、施策実現の追い風となっている。 ・事業の実績及び成果等については、本施策を構成する事業については、いずれも事業実績を着実に積み上げており、成果があった。 <p>以上のことから、施策の進捗状況は「概ね順調」である。</p>
		<p>施策評価 (総括)</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・良い成果が出ているので、それを対象事業者のみでなく、広く県民に知らせるという意識が必要であると考ええる。

政策番号 2

施策体系	評価原案	
<p>政策番号2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化</p> <p>(政策の概要) 商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっている。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の宮城県経済の成長のカギとなる。このため新たな集客交流資源の創造や既存の資源の磨き上げ、顧客ニーズを意識した情報発信を行うなど、「観光王国」としての体制整備を東北各県などと連携しながら戦略的に進める。 また、情報関連産業、環境関連産業、広告・物流等の「対事業所サービス業」や、高齢社会の到来に伴い市場の拡大が見込まれる健康福祉サービス業に代表される「対個人サービス業」においても、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値サービスが創出されるよう、新事業創出支援の基盤を強化する。 さらに、地域商業についても、安定して事業が継続できるよう時代に対応した経営力の強化を支援するとともに、まちづくりと連携した地域活性化につながる商店街づくりを推進する。 こうした取組により、平成28年度までに、商業・サービス産業全体の付加価値額の2割増を目指す。特に、観光客入込数は2割増、情報関連産業は売上げの3割増、さらには健康福祉サービス業の大幅な成長を目指す。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化に向けて2つの施策で取り組んだ。 ・施策4では、サービス産業創出・高付加価値化促進事業の新たな取組として「サービス開発プロジェクト」を実施し、2つのプランが事業展開している。 ・県内IT関連企業等のビジネスプランへの支援やIT技術者等の育成などにより、情報関連産業の売上が概ね順調に伸びている。 ・施策5では、平成20年10～12月に開催した「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC)」に合わせ、地域観光資源の磨き上げ、さまざまな情報発信、イベント開催など実施したことにより、DC期間中、前年同期と比べ観光客入込数が107.0%となるなど、DCの取組成果が現れた。(地震による風評被害や経済情勢の悪化により宿泊客数は94.3%) ・農家レストランや直売所の設置数が順調に伸びており、農山漁村地域への観光客入込数も伸びていることから、グリーン・ツーリズムが地域観光にある程度貢献している。 ・DCなどを契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政との連携が進んでいる。 ・以上のことから、「観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査において「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」、「地域商業の活性化支援」への取組を優先すべきとの意見が多いことから、これらに対応した事業の強化・拡充を検討する必要がある。 ・商業・サービス産業の生産性向上、付加価値の向上を図るため、新たな事業創出や事業プランのブラッシュアップなどの支援を一層進めていく必要がある。 ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」での成果を一過性のものとしないう、引き続き観光客誘致、観光資源の磨き上げなど、地域が主体となった取組を支援していく必要がある。 ・グリーン・ツーリズムにおいては、農作業体験などがボランティア的なものとなってきており、産業化していくためには支援策を検討していく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策4については、県民意識調査結果の満足度において、「わからない」と回答した割合が45.0%と高い結果が出ていることについても、その課題等及び対応方針を示す必要があると考える。

また、当施策が掲げるサービス産業、情報産業、地域商業の全ての産業について課題等と対応方針を示す必要があると考える。

・構成施策5については、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の後の短期集中型観光キャンペーンについて、県民に分かりやすく説明、周知していくことも必要であると考え。

また、グリーンツーリズムの内容について、県民に分かりやすく説明、周知していくことも必要であると考え。

政策番号 2

施策体系	評価原案		
政策2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化			
<p>施策番号4: 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興</p> <p>(施策の概要) 高付加価値型サービスの創出, まちづくりと連携した地域商業の活性化, 情報関連産業の集積に向けた商品開発や人材の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 50.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 28.8%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・サービス業の付加価値額 達成度B 現況値 22,129億円(平成18年度) 目標値 22,418億円(平成18年度) 初期値 21,976億円(平成16年度) ・情報関連産業売上高 達成度B 現況値 2,262億円(平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 1,960億円(平成17年度) ・企業立地件数(ソフトウェアハウス・コールセンター・BPOオフィス) 達成度B 現況値 28社(平成20年度) 目標値 29社(平成20年度) 初期値 19社(平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <p>①目標指標 ・直近年のサービス業の付加価値額, 情報関連産業売上高, IT企業立地件数とも目標値は達成できなかったが, 指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。 ②県民意識調査結果 ・この施策に対する重視度が50.7%と比較的高いにもかかわらず, 満足度では「わからない」と答える県民が45.0%と高いことから, 事業内容やその成果の周知方法等を検討していかなければならない。 ③社会経済情勢 ・サービス経済化やIT社会などのトレンドを踏まえた施策であり, 成果が着実に発現されている。 ④事業の実績及び成果等 ・施策構成事業については, 順調に事業実施されており, ある程度の成果があった。 ・以上のことから, 施策に進捗状況は「概ね順調」と判断する。</p>	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>・施策の進捗状況は「概ね順調」であることから, 事業構成を見直す必要性は低いものと思われる。</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・県民意識調査の結果, 「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」, 「地域商業の活性化」への取り組みを優先すべきとの意見が比較的高いことから, 今後はこれらに対応する事業を強化することも必要と思われる。 ・なお, 「地域商業の活性化」に関する事業強化のため, 平成20年度新規事業として「商店街にぎわいづくり戦略事業」を開始し, 4団体で商店街振興に係る事業計画を策定し, にぎわいづくりに向けた取組を実施した。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 ・施策目的を踏まえ「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」に向けた施策の拡充・強化を検討する。 ・なお, 「地域商業の活性化」については, 平成20年度から開始した「商店街にぎわいづくり戦略事業」により, 地域の実情に応じた支援を引き続き行っていく。</p>	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策を構成する事業4「仙石線多賀城地区連続立体交差事業」及び事業5「市街地再開発事業」について、事業実施により本施策にどのような成果があったかを示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県民意識調査結果の満足度において、「わからない」と回答した割合が45.0%と高い結果が出ていることについて、その課題等及び対応方針を示す必要があると考える。

・施策4はサービス産業、情報産業、地域商業の3つの産業の振興が目的だと思うが、地域商業についての記載しかない。3つの産業ごとに課題と対応方針を整理し、県民に分かりやすく示す必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化			
<p>施策番号5: 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現</p> <p>(施策の概要) 全国大型観光キャンペーン(仙台・宮城デスティネーションキャンペーンなど)の実施や観光資源の磨き上げ, 人材の育成, 外国人観光客の誘致など, 観光客の増加に向けた諸施策に積極的に取り組み, 観光王国みやぎの実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 52.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・観光客入込数 達成度A 現況値 5,788万人(平成19年度) 目標値 5,616万人(平成19年度) 初期値 5,441万人(平成17年度) ・宿泊観光客数 達成度B 現況値 823万人(平成19年度) 目標値 877万人(平成19年度) 初期値 792万人(平成17年度) ・都市と農村の交流人口 達成度A 現況値 2,979万人(平成19年度) 目標値 2,847万人(平成19年度) 初期値 2,702万人(平成17年度)</p>	<p>施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の「観光客入込数」及び「都市と農村の交流人口」については, いずれも, 昨年度に引き続き, 年度の目標値を上回っており, 目標達成に向けて順調に推移していると解される。 ・目標指標等のうち「宿泊観光客数」については, 年度の目標値を下回ったものの増加傾向にあり, 方向としては目標達成に向かっていていると言える。 ・デスティネーションキャンペーンなどを契機に, グリーン・ツーリズムと観光行政との連携が進んできている。 ・県民意識調査における満足度も上がってきており, 「満足の割合」が5割を超えている。 ・以上のことから, 施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果では, 昨年のDCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向上のための取組強化について, 優先的に取り組むべきとする回答が多いことから, 継続して事業を実施すべきである。 ・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため, 事業を継続する必要がある。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」での成果を一過性のものとしないう, 引き続き観光客誘致に積極的に取り組んでいく必要がある。 ・グリーン・ツーリズムについては, 活動実践者が, 十分な所得確保の困難さ, 後継者不足, 支援体制の弱さ等から, 活動継続における不安要素を抱えている一方で, 子ども農山漁村交流プロジェクト等の新たな施策への対応を見据えた支援が必要になっている。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の理念を踏襲し, 県内全域を対象とした短期集中型の観光キャンペーンの実施を核とした事業を展開し, 地域における観光客の受入体制の定着と観光地としての自立の支援を図る。 ・近年, 減少を続ける農業所得の確保対策という面も含め, みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画(第2期:H21~H24)に基づき, 各種農村振興施策を活用した「集落」ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進, 市町村単位の地域推進組織の設立及び育成に向けた支援体制の強化を図る。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の後の短期集中型観光キャンペーンについて、県民に分かりやすく説明、周知していく必要があると考える。
- ・グリーンツーリズムの内容について、まだまだ県民への周知が不足していると思われることから、県民に分かりやすく説明、周知していく必要があると考える。

政策番号 3

施策体系	評価原案	
<p>政策番号3：地域経済を支える農林水産業の競争力強化</p> <p>(政策の概要) 農林水産業は、取り巻く環境は厳しいものの、地域経済を支える基幹的な産業として、時代の変化に即した構造転換が求められている。このため、市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化の推進や、食品製造業・観光関連産業等の他産業との連携を図るとともに、意欲的に事業展開に取り組む個々の経営体を支援し、東北各県や北海道とともに、食の基地としての将来展望に立ち、競争力ある農林水産業への転換を図る。さらに、成長著しい東アジア市場なども視野に入れた、グローバルな視点に立った農林水産業の展開にも取り組んでいく。 また、宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、県内での消費拡大・県内供給力の向上を図るため、身近な販売拠点などによる供給体制とそれにこたえる生産・流通体制を整備する。 こうした取組により、地域経済を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図る。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策6では、年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体数や経営所得安定対策への集落営農組織の加入数の増加、そして園芸作物の産出額が微増するなど、競争力ある農業生産構造への転換を図るための取組が着実に進められている。また、林業においては素材生産量の増加による合板や優良みやぎ材の生産拡大、水産業においては最新の水産加工機器の導入による地元中小企業の支援や水揚げ機能の強化などの成果が現れており、全体として競争力ある農林水産業への転換に向けた取組として概ね順調に推移していると判断できる。 ・施策7では、食の安全安心の確保に向けた取組の一つである認定エコファーマー数の増加、学校給食における地場野菜の利用品目数の増加や昨年4月から取り組んでいる食材王国みやぎ地産地消の日の実践など、地産地消の推進に向けて県民と一体となった取組においても成果が現れてきており、県産食材の需要の創出と安全安心の確保に向けた取組は概ね順調に推移していると判断できる。 ・以上により、農林水産業を取り巻く環境が厳しい中において、政策の進捗状況としては概ね順調と判断する。今後も競争力を有する農林水産業の実現には、より一層の取組強化と支援が必要である。
	<p>政策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p>	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策6については、経営力を強化するため生産構造改革を進めるとともに、高い経営感覚を持った経営体育成の加速化や地域資源を活用した商品開発を推進するほか、「食材王国みやぎ」の更なる認知度及びブランド力向上に向けた取組が必要である。 ・施策7については、学校給食においては通年で利用出来る地場産物の供給システムや生産者と学校側を結びつけていくネットワークの構築等に向けた取組や、食料自給率向上に向けて県民と一体となった取組を加速させるとともに、県民や消費者の食の安全安心に対する関心の高まりに応じた取組の更なる普及・啓発を行っていく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策6については、「食」だけではなく、「林(木材)」についても差別化できる名称を付すなどしてブランド化を推進していくことも必要であると考ええる。

施策体系	評価原案	
政策3：地域経済を支える農林水産業の競争力強化		
<p>施策番号6：競争力ある農林水産業への転換</p> <p>(施策の概要) 消費者の声を重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上を進め、農林水産物のブランド化や他産業との連携を進めていくとともに、意欲的に事業展開に取り組む経営体を支援し、競争力ある農林水産業への転換を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 65.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 39.8%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・農業産出額 達成度C 現況値 1,832億円(平成19年度) 目標値 2,065億円(平成19年度) 初期値 2,101億円(平成16年度) ・林業産出額 達成度B 現況値 90億円(平成19年度) 目標値 102億円(平成19年度) 初期値 79億円(平成16年度) ・漁業生産額 達成度C 現況値 808億円(平成19年度) 目標値 975億円(平成19年度) 初期値 817億円(平成16年度) ・アグリビジネス経営体数 達成度A 現況値 58経営体(平成20年度) 目標値 47経営体(平成20年度) 初期値 40経営体(平成17年度) ・優良品やぎ材の出荷量 達成度A 現況値 22,900m³(平成20年度) 目標値 17,050m³(平成20年度) 初期値 12,000m³(平成17年度) ・漁船漁業構造改革実践経営体数 達成度B 現況値 2経営体(平成20年度) 目標値 6経営体(平成20年度) 初期値 0経営体(平成18年度)</p>	<p>施策評価(総括)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等は、アグリビジネス経営体数と優良品やぎ材出荷量については目標を達成できたが、その他については、農林水産業ともに燃油や飼料価格の高騰、世界経済の減速など社会経済情勢の変化に大きく影響を受けた。 ・農業においては、米偏重の生産構造のため近年の大幅な米価下落が産出額の低下の要因となっている。米依存の生産構造から脱却するため、米以外の農作物の生産にも力を入れており、麦・大豆の作付面積や収穫量が増加するとともに、園芸作物の産出額等も微増しているなど、農業生産構造の改革が着実に進んでいる。 ・また、アグリビジネス経営体数や販売総額、農産物直売所も年々増加しており、経営所得安定対策に加入する集落営農組織数が460と全国的にも上位に位置するなど農家の意識改革が進んでいることから、今後、農業経営やビジネス支援を強化して行く中で、園芸作物の生産拡大や構造改革がさらに進むものと見込んでいる。 ・林業においては、新設住宅着工数の減少に伴う木材価格の下落等、経済動向の影響を受けながらも昨年度の産出額を維持している状況にある。一方、素材生産量の増加に伴う合板の生産量や特用林産物の生産量及び生産額は着実に増加している。 ・水産業においては、燃油価格の上昇が漁船漁業の経営に、そしてカキ養殖に至ってはノロウイルスの風評被害による不振等が重なり生産額の減少に大きく影響したものの、特産のホヤや昆布については生産量及び生産額ともに増加している。 ・また、首都圏有名ホテル等における県産食材を使用したフェアの開催日数は大きく増加しており、「食材王国みやぎ」の総合展開により県産食材の付加価値と認知度が高まっていると判断できる。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が65%であることから、県民の期待がある程度高いことがうかがえる。しかし「満足」の割合は40%弱とやや低く、満足度の向上に一層努める必要がある。 ・本施策は30事業で構成され、大部分の事業で着実に成果が認められ、また効率的に実施されており、各事業は概ね順調に推移している。 ・以上のことから、全体として競争力のある農林水産業への転換にむけた取組は、概ね順調に進捗していると判断する。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p> <p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある農林水産業に向けた取組においては、アグリビジネス経営体や園芸作物産出額の微増等、着実に成果が現れていると判断できる。しかし米価の下落、燃油価格の高騰など想定を超える厳しい経営環境に置かれており、競争力のある農林水産業を実現させるためには、構造改革を促進させるとともに、商品の付加価値を高め、収益力向上につなげることが不可欠であることから、現在の構成で事業を継続することが必要であるが、事業内容の見直しや、より効率性や効果の発現できる事業等へ拡充強化を図っていく。 ・県民意識調査からもうかがえるように、安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは非常に高く、県産農林水産物の生産拡大及び販売促進に向けた本施策の構成事業は必要不可欠である。
		<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油価格や飼料価格高騰によるコスト増、市場価格の低迷等、経営環境が厳しい状況にある。 ・競争力ある生産・流通・販売戦略への転換に向けて、地域ブランド等農林水産物の付加価値向上を図る必要がある。 ・「食材王国みやぎ」のさらなる認知度やブランド力の向上に向けて、生産者が抱える課題、そして実需者や消費者のニーズに対応できる体制の構築が必要である。 ・経営所得安定対策により組織された集落営農組織への経営やビジネス支援、異業種からの農業参入支援を強化するほか、新規需要米や土地利用型作物の拡大、園芸特産振興をさらに進めて行く必要がある。 ・林業においては合板需要が高まる中、素材生産量を確保するため間伐等の計画的な事業推進が必要である。 ・水産加工品の商品開発及び加工原料となる水産物の水揚げ機能の強化等、支援施策を実施する必要がある。 ・県産農林水産物と食品製造業者との連携や商品開発等をさらに進めていく必要がある。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営環境が悪化する中、農林水産業の経営体を強化するため、生産構造改革を推進する。 ・地域ブランド商品や安全安心な農林水産物の供給に対する消費者の関心に応えるため、県産農林水産物の情報を県内外の実需者や消費者に発信し、競争力を高めていく。 ・引き続き園芸振興を図るため、県、市町村、農協等が連携し園芸特産振興戦略プランの進捗管理や、新しい栽培技術や新品種の普及拡大を図る。さらに、高い企業マインドを持ったアグリビジネス経営体の育成を加速させ、集落営農組織へのビジネス支援を一層強化していく。 ・林業においては、木材生産における一層の低コスト化を進め収益性の向上を図るとともに、優良品やぎ材の一層の流通拡大と認知度向上を図っていく。また森林の施業履歴等に基づき、間伐が必要となっている森林所有者に対し、関係機関と連携し普及啓発を強化する。 ・水産業においては、遠洋・近海はえ縄漁業及び沖合底びき網漁業の漁船漁業構造改革計画策定の支援をしていく。また、水産加工商品の開発と出荷額の増加を促進させるため、県内水産都市へ漁船の誘致を図り水揚げ向上を図る。 ・本施策で取り組む内容が県民の理解が得られるよう、理解醸成に努めるとともに広く周知を図っていく。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県産木材の一層の認知度向上と利用促進を図るため, 「食」だけではなく, 「林(木材)」
についても差別化できる名称を付すなどしてブランド化を推進していく必要があると考
える。

施策体系	評価原案		
政策3：地域経済を支える農林水産業の競争力強化			
<p>施策番号7：地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保</p> <p>(施策の概要) 県内産農林水産物や食品の県内での消費・供給力を向上させるため、生産・供給・流通体制の整備を進めるとともに、食に関する情報の提供に努め、食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 45.4% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合 達成度B 現況値 27.3%(平成20年度) 目標値 29.0%(平成20年度) 初期値 23.8%(平成16年度) ・県産主要水産物の仙台市中央卸売市場における販売額シェア 達成度C 現況値 27.6%(平成20年度) 目標値 28.8%(平成20年度) 初期値 28.3%(平成17年度) ・県内木材需要に占める県産材シェア 達成度A 現況値 46.8%(平成20年度) 目標値 41.0%(平成20年度) 初期値 33.5%(平成17年度) ・認定エコファーマー数 達成度A 現況値 8,975人(平成20年度) 目標値 8,700人(平成20年度) 初期値 1,496人(平成17年度) ・みやぎ食の安全安心取組宣言者数 達成度B 現況値 2,731事業者(平成20年度) 目標値 4,890事業者(平成20年度) 初期値 2,116事業者(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定エコファーマー数及び県内木材需要に占める県産材シェアについては目標値を上回っており、他の目標指標等については、漁業用燃油価格急騰など社会経済情勢の変化から目標値をやや下回っているものの、着実に成果は上がっているものと判断される。 ・県民意識調査の結果からは、概ね半数が「満足」「やや満足」と答えており、さらに事業の周知を図る必要があるが、ある程度の理解は得られているものと思われる。 ・社会経済情勢等からは、度重なる食に関する問題の発生により信頼性が揺らいでおり、消費者の信頼や支持を得るためにはこの施策の取組がますます重要となってきた。 ・本施策は14事業で構成され、大部分の事業で成果が認められ、また、効率的に実施されていることから、概ね順調に推移している。 ・以上のことから、全体として地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は概ね順調に推移しているものと判断される。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーの取得により農業者の環境保全型農業への意識の向上が図られており、継続して実施していく必要がある。 ・学校給食において、主食の米については周年利用されているが、副食の野菜等の利用については、通年で利用出来る地場産物の供給システムの構築をさらに推進していく必要がある。 ・県民の食の安全安心に対する意識は高く、生産者に対し安全安心を求める傾向にあることから、食育や地産地消、食の安全安心の確保に関する取組は継続して実施する必要がある。 ・水産加工業におけるHACCP(食品衛生自主管理)等を導入した施設は、当初目標を達成したことから一定の成果があったものと判断し、他事業の活用などにより推進することとする。 ・県産木材の利用促進については、県産木材への認識が県民に定着し、実施効果が成果となって現れるのに時間を要する取組であることから、継続していくことが必要である。 	
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー農産物や特別栽培農産物(化学肥料及び化学合成農薬の使用量が慣行レベルの半数以下で栽培された農産物)の販売を促進するため、消費者の認知度向上を図る必要がある。 みやぎ食品衛生自主管理の登録、認証件数や安全安心取組宣言者数が伸び悩んでいる現状にあるため、みやぎ食の安全安心県民総参加運動への更なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の醸成を図る必要がある。 地産地消・食育に関心が高くない層へのアプローチの工夫とPR、年間を通じた地場野菜の提供実現に向けて、学校と生産者を結びつけるシステムの構築を図る必要がある。 県産木材の利用促進に向けては、更なる成果向上を目指し、継続した県民への意識啓発と関係団体、NPO等との連携が必要である。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー農産物と特別栽培農産物のPR活動を一体的に行うことにより、販売促進を図っていく。 ・広域食品衛生チーム監視(WAFT)を導入により、食品事業者に対する自主的な衛生管理体制の確立を推進し、みやぎ食品衛生自主管理の登録・認証件数の増加につなげる。 ・学校給食における地場野菜等農産物の利用を促進するため、需要側と供給側のマッチングを支援するとともに、食材月間の普及啓発により家庭における理解と購買意識の高揚を図る。 ・「地産地消の日」の普及・定着、食育推進ボランティアの育成及び活動促進、「みやぎ木づかい運動」の拡大展開などの啓発活動を推進していく。 ・地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店等を「地産地消推進店」として登録し、広くPRすることにより、県民等の県産食材への理解を深め、消費拡大を図る。 ・各地域の食育コーディネーターのネットワーク化を図るとともに、関係者と連携し地域の食育企画を支援するなど県民(地域)のニーズに応じた食育を支援できるよう体制を整備する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・課題等として、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動への更なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の醸成を図る必要がある。」とあるが、対応方針にその具体的な記載がない。「地産地消や食育を通じた需要の創出」及び「食の安全安心の確保」という2つの切り口で課題等と対応方針を整理して、県民に分かりやすく示す必要があると考える。

政策番号 4

施策体系	評価原案	
<p>政策番号4:アジアに開かれた広域経済圏の形成</p> <p>(政策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアや極東ロシアを中心に海外市場開拓の機会が拡大しており、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援する。 さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進める。 また、経済のグローバル化が進む中で、東北地方以外の他の地方との競争に打ち勝ち、自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく必要がある。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経済圏を形成し、圏域として自律的に発展できる産業構造を構築する。 特に、山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機能、産業創出機能や広域交流のネットワーク基盤を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うものとして重要である。両県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図る。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアに開かれた広域経済圏の形成に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進については、企業立地件数は目標を下回ったものの、海外での商談会に多数の県内企業が参加し、海外企業との活発な商談を行う等、経済交流が進んでおり、また、貿易額については目標を達成している。 ・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、山形県との連携を着実に推進しているとともに、自動車関連産業について東北6県が一体となったPRを展開しているほか、隣県と連携して運営する中国大連事務所や韓国ソウル事務所を通じて企業の海外進出支援を行い、広域経済圏としての認知度向上に貢献した。 ・以上の構成する施策の状況から、本政策の進捗状況は概ね順調と判断される。
	<p>政策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進については、新たな協力機関等との関係構築や関係機関とのさらなる連携強化により、グローバルビジネスの支援体制の効率化を図るとともに、「食材王国みやぎ農林水産物等輸出基本方針」に基づく行動プランを策定し輸出の促進を図る。また、外資系企業に対しては対象分野及び企業等を絞り込んだ産学官の連携による誘致活動により東北大学サイエンスパーク等への立地促進を図る。 ・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、景気の低迷により目標指標の達成が難しくなることが予想されるものの、太陽光発電及びハイブリッド自動車など環境に配慮した商品等については消費者の購買動向を注視する必要がある、また、広域圏での生産体制が必要となるため、東北6県共同での事業や、山形県や隣県との連携強化を図っていく。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策9については、目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、より適切に成果を表すデータや数値を示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策8については、課題等として整理した理由や状況等も含め、できるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

・構成施策9については、施策の目的や政策との関連が分かりにくいので、「広域経済圏」の具体的な姿やアジアとの関わりを身近な事例を挙げ分かりやすく示す必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成			
<p>施策番号8: 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進</p> <p>(施策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアやロシアなどを中心に、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援するとともに、県内産業の競争力の強化に向け、欧米やアジアの外資系企業の工場や研究所などの誘致を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 38.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 22.3% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の貿易額 達成度A 現況値 11,050億円(平成20年度) 目標値 9,960億円(平成20年度) 初期値 8,400億円(平成17年度) ・企業立地件数(外資系企業数) 達成度B 現況値 13社(平成20年度) 目標値 15社(平成20年度) 初期値 12社(平成18年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の「宮城県の貿易額」は目標を達成したが、「企業立地件数(外資系企業数)」は新規立地がなく、目標を下回った。 ・県民意識調査結果からは、事業の対象が「県内企業等」であったためか、重視度及び満足度において「わからない」とする回答が多かった。 ・事業の実績・成果等からは、施策を構成する各事業において目標値を上回る実績となり、かつ、成果があった。県が平成18年12月に策定した「みやぎ国際戦略プラン」に基づく本県企業のグローバル化が着実に推進されている。 ・世界金融危機に始まる世界同時不況による県産品等の輸出への影響が懸念されるが、商談会等への参加企業や輸出に関心を示す事業者も増加傾向にある。 ・以上のことから、外資系企業の新規立地はなかったものの、海外での商談会に多数の県内企業が参加出展し、海外企業との活発な商談を行う等、経済交流が進んでおり、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年9月に始まる世界金融危機・同時不況による消費の減退や円高により日本の食品輸出は減少したが、世界的な日本食ブームや東アジアの経済発展に伴う富裕層の増加傾向には大きな変化は見られない。 ・平成21年3月に「食材王国みやぎ農林水産物等輸出推進基本方針」が策定された。 ・施策を構成する事業の分析結果から見ても、進捗状況は概ね順調であり、事業構成は現在のまま継続とするが、構成事業の内容を見直し、一層の効率的な運営を図る。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のグローバルビジネスの推進については、新たな協力機関等との関係構築や関係機関との相互連携をなお一層図る必要がある。 ・農林水産物や加工品が海外市場輸出促進については、平成21年3月に「食材王国みやぎ農林水産物等輸出基本方針」が策定されたが、この行動プランを作成する必要がある。 ・外資系企業の立地促進については、平成23年度に開設される予定となっている東北大学サイエンスパークは、外資系(研究開発型)企業にとって、東北大学の有する知的資源を有効に活用し、共同研究が展開できるという非常に大きなインパクトを与えるものであるが、その進捗状況の的確な把握が課題である。 	
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルビジネス支援体制の効率化を図るため、JETRO仙台港貿易投資センターを廃止し拠点の1本化を図る。 ・海外ビジネスに関する支援・相談サービスの周知を図るため、企業関連団体や地方公所等を訪問しPRを行う。また、潜在的なニーズ把握の情報収集を実施するとともに、見本市・商談会等については事前説明会に加え、事後検討会も開催し、参加企業のフォローアップと情報共有に努める。 ・ロシアとの経済交流については、極東に加え、ニジェゴロド州で新たに展示商談会を開始する等事業を拡充するとともに、実施に当たっては、民間主体コンソーシアムと連携し事業を推進する。 ・「食材王国みやぎ農林水産物等輸出推進基本方針」策定に伴い、次年度は具体的に輸出を促進するため、比較的市場参入障壁が低いと考えられる香港、台湾を優先して「輸出促進行動プラン」を策定する。また、香港、台湾からバイヤーを招聘し、県内の生産加工の現場視察訪問や試食商談会の開催等、バイヤーとの結びつきを強める。 ・東北大学と密接に意見交換を行うなど、サイエンスパークに関する情報収集を行う。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県内のグローバルビジネスの推進において企業ニーズの掘り起こしを重要視していること、外資系企業の立地促進において研究開発型企業の誘致に力を入れるその理由や立地につながりうる企業を増やしていくことの必要性など、課題等として整理した理由や状況等も含め、できるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成			
<p>施策番号9:自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成</p> <p>(施策の概要) 東北各県が保有する資源や特性を生かした機能分担や協力体制の構築などの連携を進め、自動車関連産業分野をはじめとする各種産業政策を展開し、自律的に発展できる広域経済圏の形成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 51.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の貿易額 達成度A 現況値 11,050億円(平成20年度) 目標値 9,960億円(平成20年度) 初期値 8,400億円(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県との連携については、宮城山形の連携に関する基本構想を着実に推し進めるとともに、「宮城・山形未来創造会議」を通じた事業により新たなビジネス展開を可能にする女性の新組織の設立準備が進められている。 ・自動車関連産業については、東海圏、関東圏向けに展示商談会を実施し、東北6県が一体となったPRを展開している。 ・岩手県と連携して運営する中国大連事務所、山形県と連携して運営する韓国ソウル事務所を通じて企業の海外進出支援、商談会を実施しており、隣県との連携により広域経済圏としての認知度向上に貢献している。 ・三陸縦貫自動車道の登米IC・桃生津山ICの開通など、広域的な経済活動を支える交通網の整備が着実に進んでいる。 ・山形県との共催で、食品の仕入企業と納入企業が参加するビジネス商談会を開催し、取引拡大を図ることにより広域経済圏の形成を進めた。 ・県民意識調査においては、「重要」の割合が8.8%ポイント増加し、「満足」の割合も「不満足」を上回っている。 ・目標指標等についても2年連続で計画を10%以上上回っている。 ・社会経済情勢等からは、広域連携及び広域経済圏の形成並びに企業の進出等に物流基盤の整備は重要という認識は高まっている。 ・以上のことから、東北各県との連携も順調に推進されており、県民意識においても重要度・満足度が増加していることから順調であると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成する事業の必要性については、事業分析レベルではいずれも妥当であり、施策を構成する個々の事業としては適当であると考ええる。 ・県民意識調査の結果としては、「満足」の割合も「不満足」を上回っていることから、県民から一定の評価を得られていることがうかがえる。 ・目標指標等の達成状況についても、計画を上回って推移している。以上のことより、現在の事業構成はそのまま継続すべきと考える。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気が後退局面から脱する時期が不透明であるため、次年度において目標指標の計画を達成することは難しくなると想定される。一方で、太陽光発電やハイブリッド自動車など環境に配慮した商品については消費者の購買意欲も旺盛であることから、今後の推移に注視する必要がある。 ・自律的に発展できる経済システムを構築していくためには、本県および東北地方に存在する資源を基にすべきであり、製造業においては東北地方で一貫して生産できる体制を作るため、研究・開発機関の誘致・支援、当地方の中小企業の技術力向上に力を入れていく必要があると考えられる。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き東北6県共同による自動車関連展示商談会の実施、海外共同事務所を利用した商談会の実施、山形県との連携基本構想を着実に進める。 ・広域経済圏を支える交通ネットワークの整備については、社会情勢に配慮しつつ効率的な整備を進める。 ・隣県との連携を強め、広域経済圏における企業の競争力向上のため、隣県で実施する人材育成事業で、他県企業を受け入れることが可能なものについては情報提供ができないか検討する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、より適切に成果を表すデータや数値を示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・施策の目的や政策との関連が分かりにくいので、「広域経済圏」の具体的な姿やアジアとの関わりを身近な事例を挙げ分かりやすく示す必要があると考える。

政策番号 5

施策体系	評価原案	
<p>政策番号5: 産業競争力の強化に向けた条件整備</p> <p>(政策の概要) 各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を生かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。 また、事業者の経営力や生産・販売力強化のための支援を充実していくとともに、資金調達環境等の整備を推進する。 さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠であり、国内はもとより、アジアとの競争優位に立つため、東北の中枢空港である仙台空港、東北唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港及び重要港湾の石巻港のより一層の機能強化を図り、県内外にその活用促進を働きかける。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進する。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業競争力の強化に向けた条件整備に向けて、3つの施策で取り組んだ。 施策10では、教育界と産業界との連携が進み、5つの目標指標のうち4つが目標を達成しているか、概ね目標を達成しており、産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け、進捗状況は概ね順調といえる。 施策11では、平成20年度の経営革新の承認件数は不況の影響もあり目標を下回ったが、平成21年2月時点では385件であり、東北6県の中では最も多い件数となっている。全国平均(都道府県あたり)764件と比較すると、全国順位24位である。 また、認定農業者数では、年次目標に対し、順調に推移してきている。東北6件の平均増加率は5.5%であるのに対し、本県は4.2%であり、中位となっている。概ね順調と思われる。 施策12では、平成20年度前半の原油高騰や米国発金融危機の影響により、取扱貨物量(コンテナ貨物除き)、仙台空港利用者数において目標を下回っているが、施策を構成する各事業は、施策実現のための必要性は妥当であり、一定の成果があったと判断できる。 以上により、本政策の進捗状況は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>概ね順調</p>	<p>政策評価(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」について、県民意識調査では、「重視」の割合が6割を超える一方、「満足」の割合が3割に留まっており、事業の周知方法を検討する必要がある。 県内鉱工業生産指数が、平成20年9月以降急速に低下しているなど、経営環境が一段と厳しさを増しており、状況に応じた事業内容の見直し(拡充)も検討する必要がある。 施設整備には、多くの費用と時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的な執行が求められているので、各事業の推進にあたっては、一層のコスト縮減と事業の効率化を図っていく。 <p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策10については、目標指標等「産業人材育成プログラムの実施数」と施策との関連が分かりにくいので、産業人材育成プログラムの内容や指標としての意味を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。また、宮城県の主力産業である第三次産業に係る人材の育成・確保についても、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・政策で取り組む内容として示されている、女性や高齢者の力がこれまで以上に発揮されるような人材育成等についても課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

・構成施策10については、性別、年齢、地域、産業等の切り口から課題等を整理し、できるだけ具体的に分かりやすく対応方針を示すとともに、世界同時不況を踏まえた課題等と対応方針についても示す必要があると考える。また、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

・構成施策11については、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

政策番号 5

施策体系	評価原案		
政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備			
<p>施策番号10:産業活動の基礎となる人材の育成・確保</p> <p>(施策の概要) 地域の産業を担う人材の育成と確保に向けて取り組むとともに、社会情勢の変化やグローバル化に対応できる人材の育成を進めるほか、学校と地域が一体となった人材の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 64.2% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.8%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・産業人材育成プログラムの実施数 達成度A 現況値 5件(平成20年度) 目標値 5件(平成20年度) 初期値 0件(平成18年度) ・留学生の県内企業への就職者数 達成度B 現況値 93人(平成19年度) 目標値 107人(平成19年度) 初期値 83人(平成17年度) ・認定農業者数 達成度A 現況値 6,184経営体(平成19年度) 目標値 6,120経営体(平成19年度) 初期値 5,165経営体(平成17年度) ・認定林業事業主数 達成度C 現況値 33事業主(平成20年度) 目標値 34事業主(平成20年度) 初期値 34事業主(平成17年度) ・専門的漁業経営体数 達成度A 現況値 3,644経営体(平成19年度) 目標値 3,586経営体(平成19年度) 初期値 3,715経営体(平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの目標指標のうち、産業人材育成プログラムの実施数、留学生の県内企業への就職者数、認定農業者数、専門的漁業経営体数の4つは目標を達成しているか概ね目標を達成している。目標を達成できなかったのは、認定林業事業主数で、それは認定事業主1件が廃業したことによるものである。 ・県民意識調査からは、「重視」の割合が6割を超えており期待がある程度高いことがうかがわれる一方、満足の割合が約3分の1にとどまっており、事業の周知を進める必要がある。 ・社会経済情勢等からは、少子・高齢化が進展する中、労働生産性の高い優秀な人材の育成と確保がますます重要となっている。 ・事業の実績及び成果等からは、概ね目標どおりの成果をあげている。 ・施策の目的である、産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け、講習や研修による人材育成が進んでいると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調だと判断する。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は、概ね順調であり、事業構成の方向性は現在のまま継続する。 ・県民意識調査結果では、満足度について「わからない」とする割合が4割と高いことから、事業の周知についてこれまで以上に進める必要がある。 ・事業の分析結果では、全ての事業で成果があがっており、さらなる効率性の向上を図りたい。 	
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による人材育成の取組を誘導し、支援する方策の検討が必要である。 ・「地域が必要とする人材は地域で育てる」という意識を、学校や企業を含め広く県民一般に理解し支援してもらうための気運醸成策の検討が必要である。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者を増加させるため、県の地方機関や関係機関との連携をいっそう強化し、事業の周知をこれまで以上に進めるとともに、参加しやすい開催方法等を検討する。 ・人材の育成と確保に関する効果的な気運醸成策を検討したい。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・目標指標等「産業人材育成プログラムの実施数」と施策との関連が分かりにくいので、産業人材育成プログラムの内容や指標としての意味を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。
- ・宮城県の主力産業である第三次産業に係る人材の育成・確保についても、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・課題等を性別、年齢、地域、産業等の切り口から整理し、できるだけ具体的に分かりやすく対応方針を示す必要があると考える。
- ・世界同時不況を踏まえた課題等と対応方針についても示す必要があると考える。
- ・県民意識調査結果の満足度において「分からない」と回答した割合が40.0%と高い結果が出ているため、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。
- ・エコファーマー農作物や特別栽培農産物に係る取組み自体は良いことであるので、消費者が店頭で一目で分かるようなマークを付すなどし、県民に普及・定着するよう工夫する必要があると考える。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策を構成する事業13「農林水産金融対策事業」については、活動指標や成果指標を記載するなどし、事業の状況や成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県民意識調査結果の満足度における「わからない」と回答した割合が42.0%と高い結果が出ている。対象が限定されている施策ではあるものの、施策としては良い取組みが行われているので、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

政策番号 5

施策体系	評価原案	
政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備		
<p>施策番号12:宮城の飛躍を支える産業基盤の整備</p> <p>(施策の概要) 県内産業の飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠です。そのため、空港・港湾の機能強化を進めるとともに、それらの活用促進を目指します。また、県内外の連携や交流促進のため高規格幹線道路をはじめとする広域道路ネットワークの整備を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.8% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量 達成度A 現況値 134,856TEU(平成20年度) 目標値 131,000TEU(平成20年度) 初期値 105,380TEU(平成17年度) ・仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き) 達成度C 現況値 3,309万トン(平成20年度) 目標値 3,470万トン(平成20年度) 初期値 3,333万トン(平成17年度) ・仙台空港利用者数 達成度C 現況値 2,947千人(平成20年度) 目標値 3,574千人(平成20年度) 初期値 3,244千人(平成17年度) ・仙台空港国際線利用者数 達成度C 現況値 260千人(平成20年度) 目標値 - (平成20年度) 初期値 289千人(平成17年度) ・高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合 達成度A 現況値 95.1%(平成20年度) 目標値 95.1%(平成20年度) 初期値 94.2%(平成18年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等について 「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量」は目標値を上回り、順調に推移している。「仙台塩釜港(仙台港区)の貨物取扱量(コンテナ貨物除き)」は目標値を下回っており、世界的な経済危機の影響による取扱貨物量の減少が原因と思われる。また、「仙台空港利用者数」は目標値を下回っており、また、「仙台空港国際線利用者数」も前年度比74.9%と下回ったが、平成20年度前半の原油高騰や後半は世界的な景気悪化により旅客や貨物の需要が減少したことが原因と思われる。「高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合」は95.1%と目標値を達成している。 ・県民意識調査結果について 「重視」の割合は66.6%と「あまり重要ではない」「重要ではない」とする割合13.8%を大幅に上回っており、県民は本施策を必要と感じていると判断できる。また、「満足」の割合は42.8%となっており、今後も本施策を推進する必要がある。 ・社会経済情勢について 仙台第二北部工業団地にセントラル自動車(株)の工場建築が着工され、周辺工業団地にも企業の立地が決定しており、道路・港湾・空港等の物流基盤の整備が進められた結果と考えられる。 ・事業の実績及び成果等について 施策を構成する各事業は、施策実現のための必要性は妥当であり、一定の成果があったと判断できる。 ・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調である。また、事業の分析結果から、各事業とも成果を上げており、今後も継続して推進することが必要である。したがって、事業構成は現在のまま維持する。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備には、多額の費用と多くの時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的な執行が求められている。 ・仙台塩釜港ではコンテナ貨物取扱量が過去最高の取扱貨物量を記録しており、県内立地企業の増加によるコンテナ貨物等の増大への対応や船舶の大型化への対応が必要となっている。
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の推進にあたっては、一層のコスト縮減と事業の効率化を図る。 ・仙台塩釜港については、平成20年度に改訂した港湾計画に基づき、計画的かつ段階的に整備を推進する。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:適切】

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

2 安心と活力に満ちた地域社会づくり

政策番号 6

施策体系	評価原案	
<p>政策番号6:子どもを生み育てやすい環境づくり</p> <p>(政策の概要) 子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要である。また、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切である。このためには、まず何よりも家庭の中で子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の醸成を図ることが重要である。 また、男女の共同による子育て意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら、仕事と子育てが両立できるような社会環境の整備を促進する。同時に、男女が共にその個性と能力を発揮し、様々な分野で協力し合い支え合う男女共同参画社会の実現に向け、女性の雇用機会の拡大や就労支援を促進し、女性の就業率の向上などに取り組んでいく。 さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村などとも連携し、保育所の増設や一時保育など多様な保育サービスの充実を図る。また、行政と地域が連携し、児童虐待等の防止体制を強化する。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 施策13では、仕事と生活の両立のための労働環境の改善に取り組む企業が徐々に増加してきており、また、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進み、目標指標等もわずかながら改善がみられるものの、県民のニーズの増大に応えきれない部分も認められ、進捗状況はやや遅れている。 施策14では、県民意識調査において本施策に対する「満足」の割合が44.9%と半数を下回っているものの、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識が高めるなど、これまでの実施による成果が確実に表れてきており、進捗状況は概ね順調である。 以上のことを総合的に考慮し、本政策の進捗状況については、やや遅れているものと考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策13の次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについて、仕事と生活の両立のための労働環境の改善に取り組む中小企業の数的大幅に増加させるためには、県の施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに、市町村とも連携し、地域のニーズに対応した効果的な取り組みについて検討する。 施策14の家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成について、「みやざらし協働教育推進事業」は、平成20年度で終期となることから、平成21年度以降も、家庭・地域と学校との協働教育を活発かつ、安定的・継続的に推進できるよう、協働教育の仕組みづくりや意識・技能を高める研修会等を積極的に開催する。また、県民意識調査の本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が26.4%であったことから、本施策について県民に一層広く認知されるよう積極的に県広報、ホームページ、各種研修会等、様々な機会や場を活用して強力に普及・啓発を図ることが重要である。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策13については、目標指標等である「合計特殊出生率」の目標値と全国平均との乖離の状況や、「従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数」の対象事業者全体に占める割合、「育児休業取得率(女性)」の実績値に係る明確な分析、取組みの具体的な成果等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

・構成施策14については、「宮城県協働教育アクション21」の内容や、学校とNPO等との連携による教育活動の状況、学社連携の状況等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるためには、雇用や周産期・小児医療の問題など複合的な要因を考慮する必要がある。市町村等へのきめ細かな支援を行うとともに、各分野の担当の枠を越えて横断的に連携し、多方面からのアプローチを検討する必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策6:子どもを生み育てやすい環境づくり		
<p>施策番号13:次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり</p> <p>(施策の概要) 核家族化, 少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で, 安心して子どもを生み育てることができる地域社会と, すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 87.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・合計特殊出生率 達成度A 現況値 1.27(平成19年度) 目標値 1.26(平成19年度) 初期値 1.24(平成17年度) ・従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数 達成度A 現況値 211事業者(平成20年度) 目標値 90事業者(平成20年度) 初期値 48事業者(平成17年度) ・育児休業取得率(男性) 達成度A 現況値 4.0%(平成20年度) 目標値 4.0%(平成20年度) 初期値 1.2%(平成17年度) ・育児休業取得率(女性) 達成度C 現況値 69.9%(平成20年度) 目標値 78.0%(平成20年度) 初期値 74.1%(平成17年度) ・保育所入所待機児童数 達成度C 現況値 1,270人(平成20年度) 目標値 0人(平成20年度) 初期値 821人(平成18年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の状況に関してみると, 合計特殊出生率は全国平均値を下回っているものの, 実績値が前年を0.02ポイント上回っており, 初期値と比較して着実に向上している。また, 一般事業主行動計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が234%, 育児休業取得率(男性)についても目標値に対して100%の達成率であり, 着実に向上している。一方で, 保育所入所待機児童数は, 前年比464人の増加がみられるなど, 県民ニーズの増大に応えきれていない部分もある。 ・県民意識調査からは, 重視度について, 「重視」の割合が87.4%である一方, 満足度について, 「満足」の割合が41.5%と5割を下回っており, 重視度と満足度との乖離が大きいことから, 県民の期待が非常に大きい分野であると考えられる。 ・社会経済情勢等からは, 子どもを生み育てやすい労働環境の整備による仕事と生活の調和実現の重要性が伺える。 ・施策を構成する事業の状況に関しては, 子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じて仕事と生活の両立の促進とともに, 子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより, 安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。 <p>以上のことから, 本施策の進捗状況に関しては, わずかながら改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの, 県民のニーズに応えきれていない部分もあることから, やや遅れているものと判断する。</p>
	<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果では, 優先すべき項目として, 「育児休業取得の促進や職場復帰しやすい環境づくりなど, 職場における仕事と子育ての両立支援策」の回答割合が高い。一方, 県内の中小企業の両立支援に対する取組はまだ端緒にすぎない状況であり, 企業の両立支援をさらに促進するための事業を充実させる必要がある。 ・また, 各種施策が有機的に結合し, 効果を発揮するためには, 子育ての喜びや大切さを住民が感じられることが重要であることから, 社会全体の意識改革のための機運醸成が必要と考えられる。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後クラブの運営費に対する県の補助については, 県の厳しい財政状況から, 市町村の要望に十部に応えられていない状況があるなど, 住民サービスの向上のためには, 多額の財源が必要となる事業がある。
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における仕事と子育ての両立支援については, 県の施策のみでは限界があることから, 国の労働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに, 市町村とも連携し, 地域ニーズに対応した効果的な取り組みについて検討する。 ・住民サービス向上のための財源確保については他県でも苦慮しているところであり, また, 国においても, 新たな枠組みの構築の必要性についての認識も高まっていることから, 様々な機会を捉えて国に早期の枠組み構築を要望していく。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等である「合計特殊出生率」の目標値と全国平均との乖離の状況や、「従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数」の対象事業者全体に占める割合、「育児休業取得率(女性)」の実績値に係る明確な分析、取組み(母子・父子家庭への支援など)の具体的な成果等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・子どもを安心して生み育てることができる環境づくりのためには、雇用や周産期・小児医療の問題など複合的な要因を考慮する必要がある。市町村等へのきめ細かな支援(子育て中の外出支援など)を行うとともに、各分野の担当の枠を越えて横断的に連携し、雇用等も含めた多方面からのアプローチを検討する必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策6:子どもを生み育てやすい環境づくり		
<p>施策番号14:家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成</p> <p>(施策の概要) 家庭、地域と学校の協働により、子どもの基本的な生活習慣の定着へ向けた運動を展開するとともに、教育に対する地域全体での支え合いを推進する組織体制の確立、子どもの多様な学習・体験機会の創出を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.9%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・朝食を欠食する児童の割合(小学5年生) 達成度B 現況値 3.7%(平成20年度) 目標値 2.0%(平成20年度) 初期値 4.4%(平成17年度) ・学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合 達成度A 現況値 61.3%(平成20年度) 目標値 59.9%(平成20年度) 初期値 53.7%(平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、学力・体力低下、いじめ、不登校、基本的な生活習慣の未定着など子どもを取り巻く教育課題が山積している。そのため、家庭・地域・学校がそれぞれ果たす役割を認識し、地域全体で子どもたちをはぐくむ事が必要不可欠となっている。 ・目標指標は、朝食を欠食する児童の割合と学校と地域が協働し地域全体で子どもをはぐくむ教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合である。 ・県民意識調査からは、本施策に対する満足度では「満足」の割合が44.9%と半数を下回っており、取組の成果を県民が実感できる積極的な事業展開が必要である。また、「重視」の割合が81.7%と県民の本施策への高い期待をうかがい知ることが出来る。 ・施策を構成する事業の状況では、6事業の状況や分析結果から、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもたちの生活習慣の改善や健全育成についての意識を高めるなど、これまで実施してきた成果が確実に表れてきた。 ・以上のことから、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できる。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策に係る事業は、子どもの健全育成と家庭・地域と学校の取組を促進させ地域の教育力の向上という観点で構成されており、現在の事業構成により施策を継続する。平成20年度で終期となる「みやぎらしい協働教育推進事業」については、その理念を継続する形で後継事業の体系を推進する。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・県民意識調査の本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が26.4%となっていることから、この施策が県民に十分浸透しているとは言い難く、普及・啓発を図る必要がある。</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【次年度の対応方針】 ・県内市町村への協働教育普及・振興を図るための手段として、平成17年度からの4年間の期限で「みやぎらしい協働教育推進事業」を展開してきた。当該事業が廃止になる平成21年度以降も、家庭・地域と学校との協働教育を活発かつ、安定的・継続的に推進できるように県協働教育振興会議委員の提言や知事の協働教育推進宣言を受け、みやぎらしい協働教育推進事業の理念を継承する形で、協働教育振興事業を中核とする具体的取組「宮城県協働教育アクション21」を推進し、協働教育の仕組みづくりや意識・技能を高める研修会等を積極的に開催し、県民に認知されるように強力に展開する。 ・「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」の取組について、県民に広く認知されるように、県広報、ホームページ、各種研修会等、様々な機会や場を活用して強力に普及・啓発を図る。</p>

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・「宮城県協働教育アクション21」の内容や、学校とNPO等との連携による教育活動の状況、学社連携の状況等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:適切】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

政策番号 7

施策体系	評価原案	
<p>政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり</p> <p>(政策の概要) 宮城の確かな未来を構築していくためには、将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要である。 児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような「確かな学力」の定着が求められる中で、我が県の児童生徒の学力は、他県と比較して低迷しているという調査結果もあることから、学力を向上させることが急務となっている。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効ある方策を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。 また、地域社会との連携のもとで、公共心、健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐくみ、児童生徒の道徳心などの豊かな心とたくましく健やかな体の育成を図る。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p style="text-align: center;">やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策15について、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや全国学力・学習状況調査において平均正答率がほとんどの科目の項目で全国平均を下回っていることなどから、進捗状況はやや遅れている。 ・施策16について、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、目標指標の小・中学生の不登校在籍比率が増加したことなどから、進捗状況はやや遅れている。 ・施策17について、目標指標等である外部評価を実施する小・中学校の割合が目標値を達成していないものの、昨年度と比較して着実に進捗していること、各事業は概ね効率的に遂行し、所期の成果を挙げていることなどから、進捗状況は概ね順調とする。 ・以上のことから、政策全体としては、施策15、16の進捗状況がやや遅れていることや県民満足度調査結果においてその重視度に比して満足度が充分でないこと、また、各施策に関する社会経済情勢等の状況においては、様々な教育課題があり、喫緊の対応が求められていることなどから、概ね順調とは言い難く、将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりは、やや遅れていると判断し、より一層取組を強化していく必要がある。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策15について、児童生徒の学力向上は喫緊の課題であり、また、県民の期待も大きいことから、より一層強化する必要がある。地域や時代の要請に応える人材育成のために、発達段階に応じたキャリア教育の一層の推進が重要である。 ・政策16について、不登校や問題行動等の防止策として、専門家や関係機関との連携によるきめ細かな教育相談体制の確立を図るとともに体験活動や心の教育などをさらに充実させる必要がある。 ・政策17について、全県一学区の円滑な実施、入試制度改善に向けた取組、学校種ごとの特別支援教育の充実、学校評価を活用したPDCAサイクルの確立、新しい県立高等学校将来構想を踏まえた事業の見直しなどを進めていく必要がある。 ・県民の期待・関心が高く、かつ様々な課題がある中で、満足のいく効果は出ていないことから、やや遅れていると判断した。教育に関する政策は、すぐに目に見える形で成果が現れるものではないが、体力・運動能力調査結果などに一部改善の兆しが見られていることも踏まえつつ、また、時代の変化に伴う新たな課題等にもしっかりと対応していくこととし、本政策をより一層推進していく。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策15については、目標指標等の実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策16については、不登校が重要課題であることを分かりやすく示す必要があると考える。また、高等学校で実施されている心の教育は特筆すべきよい取組みであり、県民に周知していくことも必要であると考え。

・構成施策17については、県立高校将来構想の推進に当たり、県としての方向性を明確に示すとともに、男女共学化の必要性や、学校評価により共学化の成果や課題を検証し改善を図ろうとしていることを今以上に県民にわかりやすく周知していく必要があると考える。また、学校評価の状況について、学校独自の周知活動だけではなく、各学校の状況を取りまとめて分かりやすく周知していく必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり		
<p>施策番号15: 着実な学力向上と希望する進路の実現</p> <p>(施策の概要) 児童生徒の学習習慣と確かな学力の定着に向けた取組を推進し、児童生徒が希望する進路の実現と地域社会を支える人材の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.0% 満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 36.8% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭等での学習時間(小学5年生: 30分以上の児童の割合) 達成度N 現況値 — 目標値 74.0%(平成20年度) 初期値 73.9%(平成18年度) 児童生徒の家庭等での学習時間(中学2年生: 1時間以上の生徒の割合) 達成度N 現況値 — 目標値 64.0%(平成20年度) 初期値 52.8%(平成18年度) 児童生徒の家庭等での学習時間(高校1年生: 2時間以上の生徒の割合) 達成度B 現況値 13.6% 目標値 22.0%(平成20年度) 初期値 12.7%(平成18年度) 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学5年生) 達成度N 現況値 — 目標値 77.0%(平成20年度) 初期値 73.2%(平成18年度) 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学2年生) 達成度N 現況値 — 目標値 56.0%(平成20年度) 初期値 55.7%(平成18年度) 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校1年生) 達成度B 現況値 41.5% 目標値43.5%(平成20年度) 初期値 38.7%(平成18年度) 学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(小学5年生) 達成度N 現況値 — 目標値 79.0%(平成20年度) 初期値 72.2%(平成18年度) 学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(中学2年生) 達成度N 現況値 — 目標値62.0%(平成20年度) 初期値 50.0%(平成18年度) 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 達成度B 現況値 -1.1ポイント(平成19年度) 目標値 -1.0ポイント(平成19年度) 初期値 -2.1ポイント(平成17年度) 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 達成度C 現況値 -0.7ポイント(平成20年度) 目標値 0.275ポイント(平成20年度) 初期値 0.2ポイント(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査結果からは、本事業に対する県民の期待は大きい。 社会経済情勢からは、教員の指導力の向上と指導体制の充実が求められており、それらに応えるべく、児童生徒の学力状況を的確に把握し指導の改善を図る事業や、小・中・高の系統的指導を目指す事業、中高連携して教員の指導力向上を図り授業改善を進める事業、学年経営を強化し生徒の学習習慣形成や学力向上を図る事業、進学指導や就職指導の体制を強化し児童・生徒の進路実現を図る事業、国際化・情報化時代に対応した事業等15の事業を展開した。 事業の実績及び成果等からは、「概ね効率的」または「効率的」に実施され、一定程度の成果があったと判断される。 目標指標等については、学力向上の成果指標である「児童生徒の家庭等での学習時間」「授業が分かると答える児童生徒の割合」「現役進学達成率の全国平均との乖離」は高校の場合いずれについても目標を下回り、Bとなっている。 また、平成20年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査においては、本県小・中学生は平均正答率がほとんどの科目の項目で全国平均を下回っている。 以上のことから、本施策の進捗状況については「やや遅れている」と評価される状況であり、今後小・中・高全ての段階において、学力向上、進路達成のための取組をなお一層強化しなければならない。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の大学等への現役進学達成率及び新規高卒者の就職決定率、その他の目標指標は全体として改善傾向にあるものの、まだ低調にとどまっており、本施策を構成する各事業を継続して実施することが重要であると考えられる。 学習指導要領の改訂が行われ、新しい教育課程の円滑な導入を行い、新たな時代を担う人材の育成が求められており、必要な事業の見直しを行いつつ、本施策の全体としての事業構成については継続すべきと判断する。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度全県一学区移行も視野に入れ各地域の高校を十分に支援し、授業改善による学力向上、希望進路達成のための指導体制確立を図る必要がある。 小・中段階での主体的な学習習慣形成、確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げることが必要である。また国際化に対応できる英語力の育成や効果的な教科指導に資するICTの活用が課題である。 地域や時代の要請に応える人材育成のために、学力の向上とともに望ましい職業観・勤労観の育成が必要である。このことを踏まえ小・中・高校の発達段階に応じたキャリア教育の一層の推進が重要であるが、そのための外部の人材の確保や行政との一層の連携が課題である。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度義務教育課に新たに設置された学力向上支援チームを中心に、小・中学校への直接的支援を行い、学習指導に関して学校が抱える課題を解決するとともに、児童生徒の一層の学力向上を図る。また、地域学習支援センターにおける成果を踏まえて一層強化し、児童生徒の学習習慣形成の促進を図る。 高校においては、進学や就職関連の指定校の支援強化を図るとともに、授業改善・指導力向上のための指導主事訪問や教員研修、授業公開・研究協議を積極的に行う。学力向上の土台となる授業公開・研究協議に際しては大学教授等の専門家の指導・助言を受けられる機会を拡充する方向で体制整備を行う。また、学年主任等研修会の充実を図り、中高のスムーズな連携と入学間もない時期からの学習習慣の定着を目指す。 産業人材育成を目指し行政と産業界の連携を強化した取組を進める。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等の実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・児童一人一人の学力向上や小学校から中学校への円滑な適応を図る教科担任制は、本施策の目的達成のための有効な手段のひとつであると考え。当該事業の廃止後の方向性についても明確に示す必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり			
<p>施策番号16: 豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>(施策の概要) いじめや不登校の未然防止, 早期発見, 早期解消を進め, 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむための心の教育の充実, 子どもの体力・運動能力向上を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 39.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・不登校児童生徒の在籍者比率(小学校) 達成度C 現況値 0.34%(平成19年度) 目標値 0.26%(平成19年度) 初期値 0.32%(平成17年度) ・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校) 達成度C 現況値 3.24%(平成19年度) 目標値 2.56%(平成19年度) 初期値 2.77%(平成17年度) ・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校1年) 達成度C 現況値 2.40%(平成19年度) 目標値 1.70%(平成19年度) 初期値 2.00%(平成17年度) ・児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合 達成度A 現況値 42.2%(平成20年度) 目標値 40.0%(平成20年度) 初期値 17.6%(平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の状況については, 小・中学校において前年度より不登校出現率が増加し, 本県が設定している目標値に達していない。特に中学校の不登校出現率は, 全国に比べても高く, よい状況とはいえない。 ・県民意識調査結果からは, 重視度について, 「重要」の割合が81.6%であることから, この施策に対する県民の期待が高いことが伺える。また, 満足度については, 「満足」の割合が39.5%であることから, 今後事業内容の改善・充実を図る必要がある。 ・社会経済情勢からは, 小・中・高校生の不登校の他にも, いじめや問題行動も増加しており憂慮する状況にある。 ・事業の実績及び成果等については, 効率的な事業展開がなされているものの, 全国の状況と比べると劣っている部分があり, 努力を要すると考える。 ・以上のことから, 施策の進捗状況は, 事業の実施及び成果等をかんがみ, やや遅れていると判断する。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況はやや遅れているが, 事業構成は維持していきたい。 ・問題行動等の未然防止対策として, また, 児童生徒の人間関係構築力向上のため, 事業の継続が必要になる。 ・県民意識調査では, 体験活動や心の教育の充実, 基本的な生活習慣について優先すべきとする割合が高いので, 関連する事業の内容についてさらに充実させる必要がある。 	
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の在籍比率については, 小学校も中学校も増加している。不登校になる原因は複雑多岐にわたっているため究明は難しいが, さらに, 専門家、関係機関との連携によるきめ細かな教育相談体制の確立, 専門的な指導・助言を行っていかねばならない。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教育についてさらに充実させ, 市町村教育委員会は各種関係機関と連携を図り, いじめや問題行動の未然防止, 早期発見・早期解消を図っていく。 ・基本的な生活習慣の定着に向けて, 関係各課と連携を深め, 各種イベントでの広報啓発の機会を増やすとともに社会全体での取り組みを進めていく。 ・各教育事務所, 地域事務所に訪問指導員を配置する「地域ネットワークセンター」を設置し, 不登校児童生徒及びその保護者を対象に個別的な訪問指導を行い, 学校復帰に向け積極的に支援していく。 ・学校教育活動で児童生徒が運動の楽しさ・喜びを味わいながら活用できる運動プログラムを普及し, 体力や運動能力向上への意識をさらに高めていく。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・不登校が重要課題であることを分かりやすく示すとともに、対応方針についてもできるだけ具体的に整理して示す必要があると考える。
- ・高等学校で実施されている心の教育は特筆すべきよい取り組みであり、県民に周知していくことも必要であると考え。

施策体系	評価原案					
政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり						
<p>施策番号17: 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</p> <p>(施策の概要) 児童生徒や保護者などの多様なニーズに応じた魅力ある学校づくり、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、学校の耐震化など児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境づくりを目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校) 達成度B 現況値 44.8%(平成19年度) 目標値 48.0%(平成19年度) 初期値 38.8%(平成17年度) ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校) 達成度B 現況値 40.3%(平成19年度) 目標値 48.0%(平成19年度) 初期値 38.9%(平成17年度) ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高校) 達成度A 現況値 100.0%(平成20年度) 目標値 100.0%(平成20年度) 初期値 59.3%(平成17年度) ・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 達成度A 現況値 28.2%(平成19年度) 目標値 23.0%(平成19年度) 初期値 11.7%(平成17年度)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 259 798 320">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="798 259 1474 320">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 320 798 967">概ね順調</td> <td data-bbox="798 320 1474 967"> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査からは、県民の本施策に対する期待は大きい。 ・社会経済情勢を踏まえ、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出される中で、きめ細かな指導の充実、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくり、学校の主体性に応じた学校経営の支援、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、教育施設整備など22の事業を展開した。 ・各事業はいずれも概ね効率的に遂行され、所期の成果を上げていると判断される。 ・目標指標等となっている外部評価実施の割合が、小・中学校でBであったが、それ以外の目標指標等はAである。 ・以上のことを総合し、本施策は概ね順調に進んでいると判断するが、今後は、小中学校における学校評価における外部評価の実施を促進するとともに、学校評価を魅力ある学校・信頼される学校づくりに反映させるPDCAサイクルの実現に結びつけることが必要である。 </td> </tr> </tbody> </table>	施策の成果(進捗状況)	評価の理由	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査からは、県民の本施策に対する期待は大きい。 ・社会経済情勢を踏まえ、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出される中で、きめ細かな指導の充実、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくり、学校の主体性に応じた学校経営の支援、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、教育施設整備など22の事業を展開した。 ・各事業はいずれも概ね効率的に遂行され、所期の成果を上げていると判断される。 ・目標指標等となっている外部評価実施の割合が、小・中学校でBであったが、それ以外の目標指標等はAである。 ・以上のことを総合し、本施策は概ね順調に進んでいると判断するが、今後は、小中学校における学校評価における外部評価の実施を促進するとともに、学校評価を魅力ある学校・信頼される学校づくりに反映させるPDCAサイクルの実現に結びつけることが必要である。
		施策の成果(進捗状況)	評価の理由			
	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査からは、県民の本施策に対する期待は大きい。 ・社会経済情勢を踏まえ、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出される中で、きめ細かな指導の充実、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくり、学校の主体性に応じた学校経営の支援、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、教育施設整備など22の事業を展開した。 ・各事業はいずれも概ね効率的に遂行され、所期の成果を上げていると判断される。 ・目標指標等となっている外部評価実施の割合が、小・中学校でBであったが、それ以外の目標指標等はAである。 ・以上のことを総合し、本施策は概ね順調に進んでいると判断するが、今後は、小中学校における学校評価における外部評価の実施を促進するとともに、学校評価を魅力ある学校・信頼される学校づくりに反映させるPDCAサイクルの実現に結びつけることが必要である。 				
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 967 798 1028">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="798 967 1474 1028">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1028 798 1256">現在のまま継続</td> <td data-bbox="798 1028 1474 1256"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の多様化、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民の教育に対する期待度は高く、特色ある教育課程づくりを進めるための本施策は継続すべきものとする。 ・全県一学区の実施や入試制度の改善、新学習指導要領の実施など教育改革に対応し、終期を迎え成果があった一部の事業を統合・廃止するものの、多くの事業を維持しながら、児童や生徒、地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりの事業を展開していくことが必要である。 </td> </tr> </tbody> </table>	事業構成の方向性	方向性の理由	現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の多様化、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民の教育に対する期待度は高く、特色ある教育課程づくりを進めるための本施策は継続すべきものとする。 ・全県一学区の実施や入試制度の改善、新学習指導要領の実施など教育改革に対応し、終期を迎え成果があった一部の事業を統合・廃止するものの、多くの事業を維持しながら、児童や生徒、地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりの事業を展開していくことが必要である。
事業構成の方向性		方向性の理由				
現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の多様化、平成22年度全県一学区制移行や、今後の新しい県立高等学校入学者選抜の在り方について中間まとめが出されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民の教育に対する期待度は高く、特色ある教育課程づくりを進めるための本施策は継続すべきものとする。 ・全県一学区の実施や入試制度の改善、新学習指導要領の実施など教育改革に対応し、終期を迎え成果があった一部の事業を統合・廃止するものの、多くの事業を維持しながら、児童や生徒、地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりの事業を展開していくことが必要である。 					
<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県一学区制へのスムーズな移行とともに入試制度改善に向けた準備を進める必要がある。 ・児童・生徒ひとりひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促進と関係機関との連携協力体制の構築、校内における体制整備を図る必要がある。また、教育福祉総合施設整備のために関係諸機関の連携が必要である。 ・外部評価の導入による、学校評価システムの整備・充実が必要である。 ・現在策定中の県立高校将来構想を実現するための事業の具体化が必要である。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県一学区制の周知・広報に努め、円滑な実施に向けた準備を進めるとともに、時代や地域の要請に応える魅力ある高校づくりを進める。また、中・高の教育の目標の実現と健全な教育の推進を図るために入試制度の改善に取り組む。 ・各学校種ごとの特別支援教育の充実を図るとともに、教育と福祉の複合施設設置に向けた取組の充実を図っていく。 ・学校評価を活用した学校のPDCAサイクルの確立に向けた支援を行う。 ・新しい県立高校将来構想を踏まえた事業の見直しを行う。 						

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県立高校将来構想の推進に当たっては、県としての方向性を明確に示すとともに、男女共学化の必要性や、学校評価により共学化の成果や課題を検証し課題を改善を図ろうとしていることを今以上に県民にわかりやすく周知していく必要があると考える。また、学校評価の状況について、学校独自の広報活動だけではなく、各学校の状況をとりまとめて分かりやすく周知していく必要があると考える。

施策体系	評価原案	
<p>政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(政策の概要) 生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要である。このため就業意欲のある県民が一人でも多く就業できるよう富県宮城の実現により就業機会の確保に取り組む。 特に団塊の世代が高齢期を迎えるこれからは、意欲や能力のある高齢者が仕事や地域活動などに活躍する機会を創出していくことが必要であり、企業・NPO・市町村とも連携しながら、こうした人々の就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。 また、障害者についても、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備する。 一方、生涯現役でいきいきと暮らしていくためには、若い時から健康に対する意識を高めることが重要であることから、県民の心と体の健康づくりを進める。併せて、介護が必要になっても地域で生活ができるように支援機能の充実を図る。 また、県内の各地域において、生涯を通じて必要な医療を受けることができる体制や、感染症の集団発生等に備えた健康危機管理体制、さらには体系的な救急医療体制を充実する必要がある。このため、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を図る。 県民一人ひとりが誇りを持ち、自分らしい生き方を表現するためには、すべての人の人権が尊重されることが基本であることから、権利擁護のための体制整備や県民の意識啓発等を進める。 また、生涯を通じて潤いのある生活を送れるよう、多様な学習機会や芸術文化・スポーツに親しめる環境整備を一層推進する。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築に向けて、6つの施策で取り組んだ。 ・施策18では、事業の推進により一定の施策があったと認められるものの、世界金融不況が雇用環境の悪化に大きく影響しており、多様な就業機会や就業環境の創出はやや遅れている。 ・施策19では、事業の推進により一定の成果があったと認められるものの、県民の高い期待の中、目標指数等や県民満足度の向上にはつながっていない状況にあるため、安心できる地域医療の充実はやや遅れている。 ・施策20では、事業の推進により一定の成果があったと認められるものの、県民意識調査では、全体として、取組みに対する重視度が高く、政策に対する期待も大きいことから、重要度と満足度との乖離度が小さくならない状況にあり、生涯を豊かに暮らすための健康づくりはやや遅れている。 ・施策21では、施策を構成する事業を確実に遂行し、期待される一定の成果を上げていることから、高齢者が元気で安心して暮らせる社会の構築は概ね順調に進捗している。 ・施策22では、施策を構成する事業について、それぞれ一定の成果が認められることから、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現は概ね順調に進んでいると判断される。 ・施策23では、3つの目標指標等の実績は、目標を達成しているもの1つ、ほぼ目標値に近似しているもの2つとなっているほか、学習機会の確保などの事業に一定の成果が認められることから、生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興は概ね順調に進んでいると判断される。 <p>以上のことから、事業の推進により、それぞれ一定の成果が認められるものの、県民満足度の向上に反映されていないことなどから、生涯現役で安心して暮らせる社会の構築はやや遅れていると考えられる。</p>
	<p>政策評価(総括)</p>	<p>・施策18の多様な就業機会や就業環境の創出について、県民意識調査の優先すべき項目の結果を踏まえた高齢者や女性の就職支援に関する取り組みを進める。</p> <p>・施策19の安心できる地域医療の充実について、目標を達成していない3つの目標指標等の向上に向けて、関係機関・団体の理解・協力の下、一層効果的に事業を実施するとともに、特に指標が悪化している救急について新たな事業の実施などより強力な取り組みが必要である。</p> <p>・施策20の生涯を豊かに暮らすための健康づくりについて、約半数近くの県民に認知されていないという県民意識調査の結果を踏まえて、県民一人ひとりが健康管理への自覚の向上を図るよう、関係機関が一体となって普及啓発に取り組む。</p> <p>・施策21の高齢者が元気で安心して暮らせる社会の構築について、重視の割合に対し満足度の割合が低いという県民意識調査の結果を踏まえて、県民ニーズに的確に対応した地域づくりや基盤整備等に取り組む。</p> <p>・施策22の障害があっても安心して生活できる地域社会の実現について、重視の割合が高いとなりながら、「わからない」と回答した割合も高いという県民意識調査の結果を踏まえて、各々の課題の解決のため、関係機関との連携、制度の周知及び普及啓発に取り組む。</p> <p>・施策23の生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興について、満足度の割合が低く、「わからない」と回答した割合が高いという県民意識調査の結果を踏まえて、各分野における各年代のニーズの対応できるサービスを提供するため、一層の事業の推進及び周知に取り組む。</p>
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策20については、目標指標等として、5年に1度しか実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが、毎年度の進捗状況を数値で分かりやすく示していく必要があると考える。
- ・構成施策21については、介護サービス基盤整備の進捗状況についても、成果の判断材料として示す必要がある。また、特別養護老人ホームの入所待機者数の状況等を踏まえ、計画と現実との乖離も考慮して評価する必要があると考える。
- ・構成施策22については、目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」、「受入条件を整えば退院可能な精神障害者数」と施策の成果との関連が分かりにくいので、成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。
- ・構成施策23については、施策の成果が記載内容からは分かりにくいので、実際の取り組みの状況を記載するなどして、成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。また、図書資料貸出数という量的な情報のみだけでなく、質的な情報も踏まえて評価を行っていく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策18については、早期の段階からのキャリア教育の推進についても記載する必要があると考える。
- ・構成施策19については、地域医療をめぐる状況や県の取り組み状況等について、県民への広報・啓発活動を積極的に行い、県民の意識醸成や満足度の向上を図っていく必要があると考える。
- ・構成施策20については、重点課題を整理し、むし歯や肥満などに重点的に取り組んでいくことも必要であると考え。また、がん検診など全国的にも先駆的な取り組みがあるので、そうしたよい取り組みや成果についても県民に周知していくことが必要であると考え。
- ・構成施策21については、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた対策についても、課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。また、介護サービスについては、基盤整備という量的な面からだけでなく、質的な充実についても課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。
- ・構成施策23については、本施策に対する県民の関心を高めるため、広報を行っていくことも必要であると考え。

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号18:多様な就業機会や就業環境の創出</p> <p>(施策の概要) 働く意欲のある人が、いきいきと働くことができる就業の場の確保と就業しやすい環境整備に取り組むとともに、障害者等の就業に向けた相談・支援体制等の充実を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 70.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規高卒者の就職内定率 達成度C 現況値 94.3%(平成20年度) 目標値 97.0%(平成20年度) 初期値 95.9%(平成17年度) ・ジョブカフェ利用者の就職者数 達成度A 現況値 2,323人(平成20年度) 目標値 2,000人(平成20年度) 初期値 1,665人(平成17年度) ・障害者雇用率 達成度B 現況値 1.58%(平成20年度) 目標値 1.80%(平成20年度) 初期値 1.51%(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等のうち新規高卒者の就職内定率(平成21年4月末現在)については、急激な雇用情勢の悪化から、94.3%となり目標値を2.7ポイント下回った。ジョブカフェ利用者の就職者数は2,323人で目標値を達成、障害者雇用率は1.58%で目標値を達成できなかったが、前年度より0.01ポイント上昇した。 ・県民意識調査からは、「満足度」において、「わからない;36.1%」「不満;32.2%」「満足;31.7%」の順位で、今回「満足」と「不満」の率が逆転したのは経済情勢の悪化による影響を受けたものと考えられる。 ・社会経済情勢からは、世界同時不況が有効求人倍率の大幅な低下を招くなど雇用環境の悪化に大きく影響してきている。 ・事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標どおり実施し、その成果も着実に上げているが、高齢者や女性の就業支援に関する取り組みについては、構成事業の見直しを含め再検討する必要がある。 ・以上のことから、施策目的である、「働く意欲のある人が個々のキャリアに応じて継続的にいきいきと働ける就業機会や就業環境の創出」について、やや遅れていると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果では、「働く意欲のある女性や高齢者の就業・雇用環境づくりや能力開発」の分野を優先すべきとの回答が多かったが、構成事業に高齢者関連の事業がないため、構成事業を見直す必要がある。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策を構成する事業が主に若年者と障害者の就職支援に関するものになっていることから、県民意識調査結果を踏まえた高齢者や女性の就職支援に関する取組を進める必要がある。 ・多くの参加者を確保するための出前カウンセリング開催時期の検討、多様な職種や年齢層の社会人講師等の確保、障害者の一般就労に向けた就職先の開拓などを課題としている事業がある。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクション推進事業は、平成21年度から「女性のチカラは企業の力」普及推進事業として新規に実施し、「女性のチカラを活かす企業認証制度」は平成21年度も継続して実施する。 ・シルバー人材センターの事業の活性化など、高齢者雇用対策について検討する。 ・参加者の増加を目指す事業は、参加者ニーズを把握しながら開催時期、場所、周知方法等を再検討する。 ・民間業者やNPO等の関係団体と調整し、多様なニーズに対応できる社会人講師の確保のための体制作りを行う。 ・障害者の就職先の開拓については、関係機関と連携し検討する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・就業機会や就業環境を創出するためには、小学校・中学校・高等学校の各段階で、自己肯定感や働いて地域貢献をするという意識の育成も含め、キャリア教育の充実が重要である。早期の段階からのキャリア教育の推進についても、記載する必要があると考える。

・構成事業4「ものづくり人材育成のための専門学校・地域産業連携事業」について、人材育成は基本的で重要な事項であるため、厳しい財政状況の下縮小はするものの、成果が維持されるよう引き続き取り組んでいくという方針についても、記載する必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築		
<p>施策番号19:安心できる地域医療の充実</p> <p>(施策の概要) 県内の各地域で生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 89.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.7% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 達成度B 現況値 56.7%(平成19年度) 目標値 63.0%(平成19年度) 初期値 42.0%(平成17年度) ・救急搬送時間 達成度C 現況値 35.8分(平成19年度) 目標値 32.0分(平成19年度) 初期値 34.3分(平成17年度) ・がん患者の在宅看取り率 達成度A 現況値 11.06%(平成19年度) 目標値 9.60%(平成19年度) 初期値 7.87%(平成16年度) ・病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数 達成度A 現況値 1,100人(平成19年度) 目標値 1,060人(平成19年度) 初期値 854人(平成16年度) ・認定看護師数(皮膚・排泄ケア認定看護師数) 達成度B 現況値 10人(平成20年度) 目標値 22人(平成20年度) 初期値 7人(平成18年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの目標指標等のうち、2つは目標を達成しているが、残りの3つは未達成となっている。 ・県民意識調査からは、89.1%が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにも関わらず、満足度については、「満足」、「やや満足」を合わせて35.7%に止まっている。 ・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足の深刻化等の医療環境に対応するため、各事業を実施しているが、各事業の有効性等から見て、施策全体としては一定の成果を上げている。 ・施策は着実に推進されているものの、厳しい社会経済情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、進捗状況はやや遅れていると判断した。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の充実については、診療報酬制度等、国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、一部統廃合はあるものの、各事業は必要性、有効性が認められることから、基本的な構成は変更しないこととする。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成していない「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合」、「救急搬送時間」、「認定看護師数」の3つの目標指標等の向上に向けて、関係機関・団体の理解・協力の下、より一層効果的に事業を実施していく必要があり、特に指標が悪化している救急については、より強力な取組が必要である。
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に公示した地域医療計画の内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急医療、小児医療、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係機関・団体との協議や審議会等における検討を行いながら、新規事業の実施や既存事業の統廃合・拡充を含めて施策の一層効果的な実施方法を検討していく。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・地域医療をめぐる状況や県の取組み状況等について, 県民への広報・啓発活動を積極的に行い, 県民の意識醸成や満足度の向上を図っていく必要があると考える。

政策番号 8

施策体系	評価原案	
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築		
<p>施策番号20:生涯を豊かに暮らすための健康づくり</p> <p>(施策の概要) 県民一人一人が生涯現役でいきいきと暮らしていけるよう、若い世代からの予防を重視した健康づくりを進めるとともに、新たな感染症などの流行に備えた感染症危機管理体制の構築を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 80.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.4% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満者の割合(30歳以上の男性) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 28.6%(平成19年度) 初期値 31.0%(平成17年度) ・肥満者の割合(40歳以上の女性) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 29.3%(平成19年度) 初期値 32.2%(平成17年度) ・がん検診受診率(胃がん) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 45.7%(平成17年度) ・がん検診受診率(肺がん) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 61.6%(平成17年度) ・がん検診受診率(大腸がん) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 43.0%(平成17年度) ・がん検診受診率(子宮がん) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 38.2%(平成17年度) ・がん検診受診率(乳がん) 達成度N 現況値 — (平成19年度) 目標値 — (平成19年度) 初期値 37.0%(平成17年度) ・3歳児の一人平均むし歯本数 達成度B 現況値 1.63本(平成19年度) 目標値 1.50本(平成19年度) 初期値 1.93本(平成17年度) 	<p>施策評価(総括)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の医療制度改革の動向を踏まえ、県民の健康増進計画である「みやぎ21健康プラン」の改定やがん対策基本法に基づく「宮城県がん対策推進計画」を策定した上、各種事業を実施するなど「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」に向けた体制整備を推進した。 ・県民意識調査の結果を見ると、「重要」と「やや重要」を合わせた重視の割合が、80.6%と、県民は健康づくりを重要視していることがうかがえる。また、「満足」と「やや満足」を合わせた満足の割合が44.4%と昨年度と同程度で推移している。 ・なお、県民意識調査では、全体的として、取組に対する重視度が高く、政策に対する期待も大きいことから、県民の満足を得にくく、重視度と満足度との乖離度が小さくならない状況にある。 ・各事業毎の活動指標や成果指標を見ると、実績値はおおむね目標値前後の近い値であり、一定の成果があったと認められる。 ・「みやぎ21健康プラン」に示した目標を目標指標等に行っていることから、3歳児の一人平均むし歯数以外は各年度の実績値を把握することができず、直接的に達成度から評価することが困難である。しかしながら、市町村の老人保健事業における各がんの検診受診率は、横ばい傾向、3歳児の一人平均むし歯数は、減少しているものの目標値には達していない。 ・以上の県民意識調査や目標指標等の状況から、やや遅れていると判断する。
		<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の認知度の結果を見ると、「知らない」と「あまり知らない」を合わせると46.0%であり、約半数近くの県民に認知されていないことになる。特に、「みやぎ21健康プラン」の推進や新型インフルエンザに対する危機意識などについては、今後十分な啓発普及を図っていく必要がある。 ・がん医療の均てん化を促進するには、がん診療連携拠点病院の機能強化と併せ、空白地域のがん診療機能充実促進や拠点病院との診療体制の構築が必要である。 ・感染症等に関しては、専門家からの指導助言や連携、関係機関との調整など体制整備を図る必要がある。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりが健康管理への自覚の向上を図るように、関係機関が一体となって啓発普及について効果的に事業を展開する。 ・がん診療連携拠点病院については、県全体の整備体制を踏まえて作業を進めている。また、講演会や相談活動の支援、相談員等の研修を行い質の向上を図り、がん患者等の支援を充実していく。 ・感染症等の危機管理のための機器整備や薬品の備蓄等を行うとともに専門家や大学など関係機関との連携体制を整える。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等として、5年に1度しか実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが、毎年度の進捗状況を数値で分かりやすく示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・重点課題を整理し、むし歯や肥満などに重点的に取り組んでいくことも必要であると考ええる。

・がん検診など全国的にも先駆的な取り組みがあるので、そうしたよい取り組みや成果についても県民に周知していくことが必要であると考ええる。

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号21:高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり</p> <p>(施策の概要) 高齢者がその能力や経験を生かしながら、社会の一員として積極的に社会活動に参加できるような地域社会づくりや、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための仕組みづくりを推進して、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・認知症サポーター数 達成度A 現況値 15,414人(平成20年度) 目標値 15,000人(平成20年度) 初期値 1,712人(平成17年度) ・主任介護支援専門員数 達成度B 現況値 241人(平成20年度) 目標値 250人(平成20年度) 初期値 141人(平成18年度) ・介護予防支援指導者数 達成度A 現況値 18人(平成20年度) 目標値 18人(平成20年度) 初期値 6人(平成18年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等について、認知症サポーター数及び介護予防支援指導者数については順調に伸び、目標を達成した。また、主任介護支援専門員数については概ね順調に伸び、ほぼ計画に沿った養成が図られた。 ・県民意識調査の結果からは、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」の割合が「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高い状況にあることから、施策の推進が必要である。 ・社会経済情勢からは、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、「明るく活力ある長寿社会」の構築が求められている。 ・事業の実績及び成果等からは、認知症サポーター養成講座受講者数や全国健康福祉祭(ねんりんピック)予選会の参加者数については順調に伸びており目標を達成するなど施策に期待される一定の成果を上げることができた。 ・施策の目的である、高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」を図るため、施策を構成する事業を確実に遂行してきた。その一方で、県民の施策に対する満足度が前年度に比較し、やや減少していることを考慮し、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調であり、事業構成は維持したい。県民意識調査結果では「認知症高齢者やその介護家族を支える総合的な支援」について優先すべきとの回答が比較的高いことから、認知症高齢者の早期発見や支援体制の整備を一層推進していきたい。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合(83.1%)に比較して「満足」の割合(38.6%)が低い結果となっている。この乖離を是正するためには、各取組の継続による成果の積み上げと県民のニーズに的確に対応する施策の検討が必要である。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月に策定された「第4期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現に向けて、高齢者の生きがいづくりや地域活動参画の支援、あるいは、介護予防や権利擁護の推進をはじめ、認知症高齢者やその家族等を支えるための地域づくりを進めるほか、特別養護老人ホームの整備促進や介護支援専門員の資質向上などサービスの基盤整備についても重点的に取り組んでいく。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・介護サービス基盤整備の進捗状況についても、施策の成果(進捗状況)の判断材料として示す必要がある。また、特別養護老人ホームの入所待機者数の状況等を踏まえ、計画と現実とのかい離も考慮して評価する必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた対策についても、課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。
- ・介護サービスについては、基盤整備という量的な面からだけでなく、質的な充実についても課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築		
<p>施策番号22:障害があっても安心して生活できる地域社会の実現</p> <p>(施策の概要) 障害のある人が地域で生活するために、障害のある本人、その家族、そしてこうした方々を取り巻く人々すべてが、いつでも安心して暮らせる社会を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.2% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 達成度C 現況値 8.7%(平成18~20年度) 目標値 15.9%(平成18~20年度) 初期値 11.6%(平成15~17年度) ・グループホーム利用者数 達成度B 現況値 1,385人(平成20年度) 目標値 1,395人(平成20年度) 初期値 985人(平成17年度) ・受入条件が整えば退院可能な精神障害者数 達成度A 現況値 1,414人(平成19年度) 目標値 1,533人(平成19年度) 初期値 1,662人(平成17年度) ・重症神経難病患者のうち、訪問看護サービスを利用している患者の割合 達成度A 現況値 25.7%(平成19年度) 目標値 23.5%(平成19年度) 初期値 21.9%(平成17年度) 	<p>施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等については、4つの指標のうち達成度Aが2指標、達成度B、達成度Cがそれぞれ1指標となっている。達成度Bの「グループホーム利用者数」の達成(進捗)率は99%であり、目標をほぼ達成している。このことから、施策全体の目標指標等の達成度は概ね目標値を達成していると評価できる。 ・県民意識調査結果からは、重視度が79.3%で、この施策に対する県民の期待が高いことがわかる。また、満足度について、「満足」の割合が「やや不満・不満」の割合を上回っているものの、「わからない」の割合も大きい。この傾向は、前回調査から変化はなく、今後も施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。 ・社会経済情勢をみると、いわゆるバリアフリー新法や障害者自立支援法等が施行され、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画や宮城県障害福祉計画等が策定された。これらの法律、計画等に基づき、様々な事業を実施し施策の推進を図ってきた。 ・事業の実績及び成果等をみると、ほぼ全ての事業で成果を上げ、又はある程度の成果を上げており、施策の推進に寄与していると評価できる。 ・以上のことから、施策の成果については、概ね順調であると判断している。
		<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的施設への条例整備基準による「適合証」交付を推進するため、「適合証」について広く県民に周知する必要がある。 ・障害者の就職先の開拓や地域生活支援のため、関係機関との連携をさらに進める必要がある。 ・事業を効率的に推進するため、精神障害者退院促進支援事業等の事業手法の見直しが必要である。 ・難病相談・支援センター事業等については、事業や制度の周知により事業効果の向上が期待できることから、県事業の普及啓発をさらに行う必要がある。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨や「適合証」について周知を図る。 ・障害者の就労支援や県事業の推進のため、関係機関との連携を強化する。 ・難病相談・支援等については、各種媒体を効果的に使用し普及啓発に努める。 ・課題があるとした個々の事業について、事業の実施方法などの見直しを進める。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」、「受入条件を整えば退院可能な精神障害者数」と施策の成果との関連が分かりにくいので、指標としての意味や実績値のとらえ方を具体的に記載するなどして、成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・統廃合を行う事業が多いという状況の中で、事業構成を「現在のまま継続」とした理由を明確に記載する必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号23:生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興</p> <p>【施策の概要】 県民の学習活動への支援など、生涯学習社会の確立に向けて取り組むほか、生涯スポーツ社会の実現や競技スポーツの競技力向上に向けた環境の充実を目指す。また、文化芸術活動の振興のため、文化財の保存・活用、文化芸術活動を生かした地域づくりや交流の活性化を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 52.5% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 32.0%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 達成度B 現況値 3.7冊(平成19年度) 目標値 3.8冊(平成19年度) 初期値 3.6冊(平成17年度) ・総合型地域スポーツクラブの創設数 達成度B 現況値 27クラブ(平成20年度) 目標値 30クラブ(平成20年度) 初期値 17クラブ(平成17年度) ・みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) 達成度A 現況値 1,036(23)千人(平成20年度) 目標値 964(38)千人(平成20年度) 初期値 941(38)千人(平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三つの目標指標等の現状は、目標を達成しているもの一つ、達成していないが、ほぼ目標値に近似しているもの二つとなっており、総じて目指すべき方向に推移している。 ・県民意識調査からは、施策に対する満足や事業の周知度が低いことが伺われ、これまで以上の事業の推進と周知が必要と考える。 ・情報化、少子高齢化の進展などによる社会経済情勢からは、多様なニーズに対応した学習機会の提供、スポーツに親しめる環境づくり、文化芸術活動に対するニーズは高まっていくと考える。 ・各事業の実績からは、学習機会の確保、スポーツ成績の維持、文化芸術活動への参加者数の増加などが伺え、いずれも一定の成果が得られている。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は概ね順調に進んでいると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調で、今後も高齢社会の進展など取り巻く社会情勢を踏まえれば、生涯学習活動やスポーツ、文化芸術活動などへの住民の多様なニーズに応えることのできる環境整備により努めていく必要があることから、施策目的達成のために現在の事業構成を継続して展開していく。 ・また、県民意識調査結果からは、「スポーツに親しめる環境づくり」の分野において優先すべきとする割合が高いので、今後も引き続き対応する事業に取り組んでいく必要がある。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、また、各分野において、いかに各年代のニーズに対応できるようなサービスを提供するかが課題と考える。 ・県民意識調査結果からは、この施策に対する重視度においては、「重視」の割合が52.5%で、他の施策と比較すると総じて低く、また、満足度においては、「満足」の割合が32.8%と低く、「わからない」と回答した割合が40%以上もあることから、今後、より一層の事業の推進と周知に努める必要があると考える。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興の面では、生涯学習関連講座については、ニーズに対応した講座を開設するため、講座内容の見直しなどを行い、より良い学習機会の提供に努める。 ・スポーツの振興の面では、総合型地域スポーツクラブの育成・支援については、県及び広域スポーツセンターによる巡回訪問し、事業の啓発と取組への指導に努める。また、スポーツ選手強化対策事業においては、成績が下降傾向にある競技団体等に対して、団体ごとの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を実施するなど、引き続き競技力の維持・向上に努める。 ・文化芸術の振興の面では、「みやぎ県民文化創造の祭典」については、市町村・関係団体との連携を更に強化し、事業内容や実施成果のPRなどを積極的にを行いながら、文化芸術振興の取組への参加を拡大していく。また、地域文化の継承においては、貴重な文化遺産の保存管理を通じて、地域の文化資源としての活用を図る。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・施策の成果が記載内容からは分かりにくいので、実際の実施状況の状況を記載するなどして評価理由を具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。
- ・図書資料貸出数という量的な情報のみだけでなく、質的な情報も踏まえて評価を行っていく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・本施策に対する県民の関心を高めるため、広報を行っていくことも必要であると考える。
- ・市町村を対象に行われている情報収集や啓発などの取り組みについても、具体的に記載する必要があると考える。

政策番号 9

施策体系	評価原案	
<p>政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</p> <p>(政策の概要) 人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。 さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。 一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。 また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。 ・良好な市街地の形成に向け、都市計画区域変更素案のほか2素案を作成し、都市計画決定・変更手続き作業は順調に進捗している。 ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、バリアフリー新法に基づく鉄道駅舎等の改修が着実に実現されるなど、一定の成果を得ることができた。 ・中心市街地や商店街の活性化に向け、中心市街地活性化基本計画の策定予定の市町村に支援を行うなど、計画策定作業は着実に進捗している。 ・地域生活交通の維持確保に向けて市町村や事業者への支援を行うなど、地域住民の移動手段の確保は着実に実施されている。 ・以上のことから、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の成実は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都市計画決定・変更手続きは、関係機関との調整や協議、住民説明会や公聴会の開催など、相応の時間を要するものであり、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係を構築していく必要がある。 ・中心市街地活性化基本計画の策定にあたって、市町村や地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要しており、適切な情報提供と助言を積極的に行っていく必要がある。 ・地域生活交通の維持には地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・政策の名称や記載されている政策の目的、取組みの状況からは具体的な政策の方向性が見えず、また、構成施策の目的と目標指標等や構成事業とが合っていない。各取組みの状況を具体的に記載するなどし、政策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本政策を推進するためには、まちづくりの主体である市町村への支援が必要であり、支援に当たっては、県として方向性を明確に示すことが重要である。また、目的達成のための手段を適切に設定するためには、政策目的を明確にすることが必要である。そのため
には、県として、何をもち「機能的」とするのか、どのような姿をめざすのかについて、各
分野の担当の枠を越え、十分に議論を深めていく必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実		
<p>施策番号24:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</p> <p>(施策の概要) 都市計画により、市街地における適切な土地利用の誘導、公共公益施設の配置、バリアフリーなどに配慮した施設整備を目指す。また、医療・教育・交通・情報通信基盤など、生活に必要なサービスの確保に取り組むとともに、各地域の特性を生かした産業振興を行うなど、活力に満ちた地域社会の実現を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 65.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 30.4% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗率 達成度C 現況値 14.0%(平成20年度) 目標値 11.4%(平成20年度) 初期値 12.7%(平成18年度) ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 達成度C 現況値 8.7%(平成18~20年度) 目標値 15.9%(平成18~20年度) 初期値 11.6%(平成15~17年度) ・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 達成度B 現況値 56.7%(平成19年度) 目標値 63.0%(平成19年度) 初期値 42.0%(平成17年度) ・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 達成度B 現況値 3.7冊(平成19年度) 目標値 3.8冊(平成19年度) 初期値 3.6冊(平成17年度) ・県内移動における公共交通の利用率 達成度C 現況値 16.1%(平成18年度) 目標値 18.5%(平成18年度) 初期値 17.5%(平成16年度) 	<p>施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <p>【目標指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「商店街の空き店舗率」は、個人事業者の減少傾向が続いており、目標は未達成となっている。 ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合は、小規模施設ではハード整備を控え、ソフト面での対応を行う傾向が強いことから、目標は未達成となっている。 ・「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院の割合」は、目標値を下回っているものの、前年度の実績値と同じであり現状維持している。 ・「公立図書館における県民1人当たり図書貸出数」は、目標値を下回っているものの、前年度の実績値を上回っている。 ・「県内移動における公共交通の利用率」は、自家用車利用者の増加及び乗合バス利用者の減少により、目標は未達成となっている。 <p>【県民意識調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重視」の割合が65.4%と重要ではないとする割合14.4%を大きく上回っており、県民は本施策を必要と感じていると判断できる。 <p>【社会経済情勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の進展により、1つの市町村に複数の都市計画区域が点在する状況となったため、合併した市が自ら都市計画区域再編案の作成を行うなど、まちづくりの主体として市町村が役割を担うようになった。 <p>【事業の実績及び成果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策を構成する各事業は、施策実現に向けての必要性は妥当なものであり、一定の成果もあったと判断できる。 <p>・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</p>
		<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都市計画決定・変更手続きは、関係機関との調整や協議、住民説明会や公聴会の開催など、相応の期間を要するものであり、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係の構築が不可欠となっている。 ・中心市街地活性化基本計画の策定にあたって、市町村や地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。 ・独自の交通手段を持たない地域住民にとって地域生活交通の維持は欠かせないものであり、今後は、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わる必要がある。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不満に感じている割合が「満足」の割合より高くなっていることから、地域生活に関連する事業を継続して実施していく。 ・関係市町村との対話を継続するとともに、円滑な都市計画決定、変更手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解を求め、協力を得ていく。 ・中心市街地や商店街の活性化に向けて、具体的な事業計画策定のための合意形成に対し支援を行うとともに、様々な機会を捉え、関係市町村等に対して情報提供や必要な助言を積極的に行う。 ・地域生活交通の維持確保に当たり、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・施策の名称や記載されている施策の目的、構成事業の状況からは具体的な施策の方向性が見えず、また、施策の目的と目標指標等や構成事業とが合っていない。マスタープランの策定は、本施策を方向付ける重要な役割を担うものと考えているが、そうした策定状況をはじめ、各取組みの状況を具体的に記載するなどし、施策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策を推進するためには、まちづくりの主体である市町村への支援が必要であり、支援に当たっては、県として方向性を明確に示すことが重要である。また、目的達成のための手段、すなわち構成事業を適切に設定するためには、施策目的を明確にすることが必要である。そのためには、県として、何をもち「機能的」とするのか、どのような姿をめざすのかについて、各分野の担当の枠を越え、十分に議論を深めていく必要があると考える。

政策番号 10

施策体系	評価原案	
<p>政策番号10:だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくり</p> <p>(政策の概要) 様々な凶悪犯罪の発生などにより, 県民は治安に対し不安感を持っている。警察や関係行政機関と地域社会の連携, さらに住民による自主防犯組織との連携により, 治安日本一を目指す。 また, 日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら, 地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう, 市町村, 関係機関とも連携し, 外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図る。加えて, 留学等で県内に居住する外国人が, 卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図る。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて, 2つの施策で取り組んだ。 ・施策25では, 平成19年度に引き続き「子どもの見守り活動の推進」を重点推進項目に掲げ, これまでに, 地域における自主的防犯団体が新しく設立されたり, 地域ネットワーク活動が活発化するなどの気運向上が図られ, 概ね順調に進捗している。 ・施策26では, 災害時通訳ボランティアの登録人数, 多文化共生シンポジウムの参加者数は目標値を下回ったものの, ボランティアについては, これまで登録の少なかった地域から人材を確保でき, シンポジウムについては, 多くの参加者から評価の声が寄せられるなど, 一定の有効性が確認された。また, 外国人相談センターへの相談件数は目標値を大きく上回り, 着実な進展が見られた。 ・以上のことから, 本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
	<p>政策評価(総括)</p>	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策25の安全で安心なまちづくりについて, 県民が主体となってお互いが支え合う地域社会, 犯罪が起きにくい地域社会の実現に向け, 「自らの安全は自らが守る」, 「地域の安全は地域が守る」といった防犯意識を醸成するための啓発を継続して行うとともに, 地域防犯に向けた住民活動, 地域活動を支援し, 普及に努める。 ・施策26の外国人も活躍できる地域づくりについて, 県民意識調査の結果で「わからない」の割合が高い。施策の展開には, 県民の理解・協力が不可欠であることから, 条例や計画で定める基本理念や方針等について, 普及啓発に努める。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策25及び26については、設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどして、施策の成果をできるだけ分かりやすく記載する必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策25については、高齢者の消費者被害未然防止に当たり、地域包括支援センター等他の機関との連携を進めていく必要があると考える。

・構成施策26については、多文化共生社会の推進に向けた普及啓発に当たり、具体的に内容が見えるようなキーワードを用いるなどし、多文化共生社会推進計画の意義や内容を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

施策体系	評価原案					
政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり						
<p>施策番号25:安全で安心なまちづくり</p> <p>(施策の概要) 豊かで潤いのある生活を営むことができる社会の実現は県民共通の願いであることから、だれもが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.1% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の体感治安(治安が良いと感じる県民の割合) 達成度C 現況値 77.2%(平成20年度) 目標値 83.9%(平成20年度) 初期値 83.5%(平成18年度) ・安全・安心まちづくり地域ネットワーク数 達成度A 現況値 9(平成20年度) 目標値 9(平成20年度) 初期値 0(平成18年度) 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 259 794 320">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="794 259 1474 320">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 320 794 965">概ね順調</td> <td data-bbox="794 320 1474 965"> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等のうち県民の体感治安は、目標値を達成していない。体感治安が、身近で発生した犯罪に影響されやすいことが原因と考えられる。安全・安心まちづくり地域ネットワーク数は目標値を達成している。ネットワークが形成された地域では、地域課題が共通認識されるようになり、情報の共有化が図られ、団体間の連携の下、パトロールが実施されるようになった。 ・県民意識調査結果からは、『「犯罪のない安全・安心まちづくり」のために行政、地域、事業者等が連携して行う県民運動』と「子どもを犯罪から守るための環境づくりと安全教育の充実」が優先すべき項目として回答が多かった。 ・社会経済情勢等からは、本県は全刑法犯の犯罪被害件数のうち、子どもが被害に遭う割合が全国の割合よりも高くなっていることから、「子どもの見守り活動の推進」を重点推進項目として事業に取り組んだ。 ・事業の実績及び成果等からは、概ね目標に達する結果を得ている。 ・以上のことから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成と支えあいによる地域社会の形成に向けて、概ね順調に施策が進捗していると判断する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施策の成果(進捗状況)	評価の理由	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等のうち県民の体感治安は、目標値を達成していない。体感治安が、身近で発生した犯罪に影響されやすいことが原因と考えられる。安全・安心まちづくり地域ネットワーク数は目標値を達成している。ネットワークが形成された地域では、地域課題が共通認識されるようになり、情報の共有化が図られ、団体間の連携の下、パトロールが実施されるようになった。 ・県民意識調査結果からは、『「犯罪のない安全・安心まちづくり」のために行政、地域、事業者等が連携して行う県民運動』と「子どもを犯罪から守るための環境づくりと安全教育の充実」が優先すべき項目として回答が多かった。 ・社会経済情勢等からは、本県は全刑法犯の犯罪被害件数のうち、子どもが被害に遭う割合が全国の割合よりも高くなっていることから、「子どもの見守り活動の推進」を重点推進項目として事業に取り組んだ。 ・事業の実績及び成果等からは、概ね目標に達する結果を得ている。 ・以上のことから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成と支えあいによる地域社会の形成に向けて、概ね順調に施策が進捗していると判断する。
		施策の成果(進捗状況)	評価の理由			
	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等のうち県民の体感治安は、目標値を達成していない。体感治安が、身近で発生した犯罪に影響されやすいことが原因と考えられる。安全・安心まちづくり地域ネットワーク数は目標値を達成している。ネットワークが形成された地域では、地域課題が共通認識されるようになり、情報の共有化が図られ、団体間の連携の下、パトロールが実施されるようになった。 ・県民意識調査結果からは、『「犯罪のない安全・安心まちづくり」のために行政、地域、事業者等が連携して行う県民運動』と「子どもを犯罪から守るための環境づくりと安全教育の充実」が優先すべき項目として回答が多かった。 ・社会経済情勢等からは、本県は全刑法犯の犯罪被害件数のうち、子どもが被害に遭う割合が全国の割合よりも高くなっていることから、「子どもの見守り活動の推進」を重点推進項目として事業に取り組んだ。 ・事業の実績及び成果等からは、概ね目標に達する結果を得ている。 ・以上のことから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成と支えあいによる地域社会の形成に向けて、概ね順調に施策が進捗していると判断する。 				
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 965 794 1025">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="794 965 1474 1025">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 1025 794 1256">現在のまま継続</td> <td data-bbox="794 1025 1474 1256"> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査で回答が多かった優先すべき項目と事業展開が一致していることから、現在の事業構成で継続する。 </td> </tr> </tbody> </table>	事業構成の方向性	方向性の理由	現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査で回答が多かった優先すべき項目と事業展開が一致していることから、現在の事業構成で継続する。
事業構成の方向性		方向性の理由				
現在のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査で回答が多かった優先すべき項目と事業展開が一致していることから、現在の事業構成で継続する。 					
<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果で施策の満足度が低いことや「わからない」との回答が多いことから、効果的な普及啓発が必要である。 ・優先すべき項目として回答が多かった『「犯罪のない安全・安心まちづくり」のために行政、地域、事業者等が連携して行う県民運動』及び「子どもを犯罪から守るための環境づくりと安全教育の充実」に係る事業をさらに充実する必要がある。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心なまちづくり推進事業において効果的な普及啓発を検討する。 ・安全安心のネットワーク形成が促進されるよう、安全安心なまちづくり推進事業において新たな支援の方法を検討する。 ・子どもの安全教育についても事業を検討する。 						

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく記載する必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・高齢者の消費者被害の未然防止に当たっては、地域包括支援センター等他の機関との連携を進めていく必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり		
<p>施策番号26:外国人も活躍できる地域づくり</p> <p>(施策の概要) 多言語による相談体制や情報提供体制を整備するとともに、今後の取組を総合的、計画的に行うための計画を作成し、外国人県民も地域の一員として共に安心して生活できる社会の構築を目指す。また、さまざまな分野の国際交流を促進・支援するとともに、留学生などが卒業後も県内で活躍できる環境整備を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 45.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 26.1% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合 達成度A 現況値 97.2%(平成20年度) 目標値 90.0%(平成20年度) 初期値 47.2%(平成18年度) ・日本語講座開講数(市町村数) 達成度C 現況値 13市町村(平成19年度) 目標値 16市町村(平成19年度) 初期値 14市町村(平成17年度) ・日本語講座開講数(箇所数) 達成度C 現況値 25箇所(平成19年度) 目標値 29箇所(平成19年度) 初期値 26箇所(平成17年度) ・国際交流事業で海外と往来した延べ人数 達成度C 現況値 2,682人(平成20年度) 目標値 3,835人(平成20年度) 初期値 3,340人(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等は、「多文化共生推進施策を実施している市町村割合」については、順調に増加し目標を上回っている。「日本語講座開講数(市町村数及び箇所数)はやや減少しているものの、検討を進めている市町村は複数あることから今後は増加が見込まれる。また、「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」は、経済情勢の影響を受け7割の実績にとどまった。 ・県民意識調査結果からは、「満足」の割合が、「不満」の割合よりを上回っており、一定の評価を得られていることがうかがえる。 ・社会経済情勢等については、県内に登録されている外国人の傾向としては、長期に滞在する永住者等が増加していることから、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」に基づく「多文化共生社会推進計画」を平成21年3月に策定したので、これにより引き続き施策を推進していく。 ・事業の実績及び成果等においては、必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。 ・以上のことから施策の目的にあるような「外国人も生活しやすい、そして活躍できる環境」の整備や国際交流活動が、一步一步ではあるものの着実に進められていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会推進計画を策定したが、現時点では市町村や県民の認識は必ずしも高いとは言えず、県民意識調査においても「外国人でも活躍できる地域づくり」に対する認知度・関心度は低く、これを高めていく取組が必要である。 ・県民意識調査によると、友好地域との交流については特に優先度が低い結果となっており、予算的制約等も厳しい状況となっている。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査において優先度の高い、外国人の基本的な生活面への支援を継続して実施するとともに、多文化共生社会の推進に向けた普及啓発にも力を入れる。 ・友好地域との交流については、民間交流・経済交流へシフトさせるため、これまでの交流事業で培った人的ネットワークの活用を図る。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・多文化共生社会の推進に向けた普及啓発に当たっては、具体的に内容が見えるようなキーワードを用いるなどし、多文化共生社会推進計画の意義や内容を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号 11

施策体系	評価原案	
<p>政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立</p> <p>(政策の概要) 地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。 また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。 さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。 加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制に向け、省エネルギー及び自然エネルギー等の導入促進に向けた取組を推進する。 一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者及び廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・県のすべての機関からの温室効果ガス排出量は、平成16年度と比較して平成19年度は7.2%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。 ・県内における平成20年度の自然エネルギー等の導入量については、バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%、平成20年度末において10%上回っており、平成22年度の目標達成に向け順調に推移している。 ・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量及び産業廃棄物排出量については、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、一般廃棄物リサイクル率及び産業廃棄物リサイクル率については、当該年度の目標を若干下回った。 ・以上から概ね順調と評価した。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策27の環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献については、平成20年度に「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を立ち上げ、産業、運輸、民生及び家庭部門における一体的な地球温暖化対策を展開してきている。加えて、省エネルギー及び自然エネルギー等の導入促進への取組の推進を図り低炭素化社会を目指しているが、今後、更にクリーンエネルギー関連産業部門への支援、協働取組等、より積極的な施策を展開し、経済と環境保全の両立を目指す必要がある。 ・施策28の廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進については、特にリサイクル率の向上に繋がる事業の実施、普及啓発を積極的に展開していく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策27については、県の機関の状況のみではなく、社会経済情勢等として県内の二酸化炭素排出量など県全体の状況も具体的に踏まえて施策の成果(進捗状況)を評価する必要があると考える。
- ・構成施策28については、目標指標等「廃棄物リサイクル率」の算出方法に課題があり、廃棄物の種類ごとの比重を配慮してとらえていく必要があると考える。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・構成施策27については、県全体の二酸化炭素排出量を速報値により分析するなどして現況の把握・分析をタイムリーに行い、社会経済情勢の急激な変動に速やかかつ積極的に対応していくことが必要であると考えます。
- ・構成施策28については、県が本施策を主体的に推進する上でどのような課題等があり、どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。
- ・環境の分野においては、トレードオフ(複数の条件が同時に満たすことができないような二律背反的な関係)が多く存在するため、関係機関との連携を十分に図り、総合的に判断していく必要がある。

施策体系	評価原案		
政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立			
<p>施策番号27:環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p> <p>(施策の概要) 地球温暖化に代表されるように、地球規模での環境変化が深刻な問題となっている。将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、環境と産業や社会との良好な関係の構築を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.2% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算) 達成度A 現況値 80.8千トン(平成19年度) 目標値 85.0千トン(平成19年度) 初期値 87.0千トン(平成16年度) ・県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算) 達成度A 現況値 688千kl(平成20年度) 目標値 626千kl(平成20年度) 初期値 495千kl(平成17年度) 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの目標指標等のうち、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量については、平成16年度と比較して平成19年度は7.2%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先実行計画は順調に進んでいる。また、県内における平成20年度の自然エネルギー等の導入量については、バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%、平成20年度末において10%上回っており、平成22年度の目標達成に向け順調に推移している。 ・事業の実績及び成果等からは、みやぎe行動(eco do!)宣言登録、グリーン購入シンポジウム、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境負荷低減に向けた取組の普及について、ある程度の成果があった。また、環境に配慮した農業については、着実に進展している。 ・県民意識調査からは、重視度については、「重視」の割合が75.8%であることから、この施策に対する県民の期待が高いことが伺える反面、満足度については、「満足」の割合が38.2%、「不満足」の割合が29.0%、「わからない」の割合が32.8%となっている。また、満足度を「わからない」とする回答が3割を占めており、個々の事業について継続して広報に努める必要がある。 ・社会経済情勢等からは、温室効果ガス排出量の削減目標の履行が求められる京都議定書「第1約束期間」が平成20年4月から始まっており、喫緊の課題となっている。更に、来る12月のCOP15では、ポスト京都議定書後の目標として、より明確で検証可能な削減目標の設定により、地球温暖化対策の強化を求められることは必至である。 ・以上から、目標指標等の状況、個々の事業の成果としては良好であり、「概ね順調」と判断した。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は、概ね順調であるが、県民意識調査においては、「環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ機会の充実」を優先すべきとの回答数が多く、個々の事業を継続しながら、県の環境ポータルサイトである「みやぎの環境情報館」、「みやぎ出前講座」などのあらゆる機会を捉えて、情報発信に努める。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、特に二酸化炭素排出量の多い産業・運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門にける対策が急務となっている。 二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであり、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を一体的に講じる必要がある。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献については、平成20年度に「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を立ち上げ、産業、運輸、民生及び家庭部門における一体的な地球温暖化対策を展開してきている。加えて、省エネルギー及び自然エネルギー等の導入促進への取組の推進を図り低炭素化社会を目指しているが、今後、更にクリーンエネルギー関連産業部門への支援、協働取組等、より積極的な施策を展開し、経済と環境保全の両立を目指す必要がある。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・施策の成果(進捗状況)については、県の機関の状況のみではなく、県内の二酸化炭素排出量など県全体の状況も具体的に踏まえて評価する必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県全体の二酸化炭素排出量を速報値により分析するなどして現況の把握・分析をタイムリーに行い、社会経済情勢の急激な変動に速やかかつ積極的に対応していくことが必要であると考ええる。

施策体系	評価原案		
政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立			
<p>施策番号28:廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進</p> <p>(施策の概要) 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会のあり方は、廃棄物排出量の増大や環境汚染などさまざまな環境問題を発生させている。県は、適正処理の推進にとどまらず、資源を有効に活用し、廃棄物をリサイクルして環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 82.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.2%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量 達成度A 現況値 1,007g/人・日(平成19年度) 目標値 1,047g/人・日(平成19年度) 初期値 1,104g/人・日(平成16年度) ・一般廃棄物リサイクル率 達成度B 現況値 24.0%(平成19年度) 目標値 25.0%(平成19年度) 初期値 19.5%(平成16年度) ・産業廃棄物排出量 達成度A 現況値 11,172千トン(平成19年度) 目標値 11,989千トン(平成19年度) 初期値 12,114千トン(平成16年度) ・産業廃棄物リサイクル率 達成度B 現況値 29.9%(平成19年度) 目標値 30.7%(平成19年度) 初期値 29.3%(平成16年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの目標指標等のうち、「1. 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」及び「3. 産業廃棄物排出量」について、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、「2. 一般廃棄物リサイクル率」及び「4. 産業廃棄物リサイクル率」については、当該年度の目標を若干下回った。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合は82.0%と県民の期待が高かった。「満足度」の割合は、43.2%で50%に達しなかった。【参考:50%以上の評価を受けている取組は、33のうち2つ。】 ・社会経済情勢等からは、全国的に循環型社会の形成に向けた様々な取組を行っているところであり、本県でも、「みやぎの循環社会」の形成に向けて、積極的に事業を展開している。 ・事業の実績及び成果等からは、17事業のうち10事業において実績値が成果目標値に達しており概ね順調と言えるが、残る事業においては成果目標値の達成に向け引き続き積極的な事業を展開していく必要がある。 ・施策の目標である「循環資源の重要性や3Rの意識」が、目標指標等の状況から見ても県民や事業者に浸透してきており、施策の進捗状況は全体として概ね順調であると判断した。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況については、目標指標等に対する達成状況等から見て概ね順調であると言える。 ・特段の事業構成の見直しの必要性は無いと考えているが、県民意識調査結果では、満足度において「わからない」が28.1%であることから、県民の関心・理解を深めるための啓発・普及活動を重点的に行う必要がある。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・産業廃棄物及び一般廃棄物(ごみ)に対する取組のうち、特に、リサイクル率の向上に繋がる事業の実施、啓発・普及啓発を積極的に展開していく必要がある。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 ・上記【事業構成】、【施策を推進する上での課題等】を踏まえ、次年度においても、着実に当該事業を実施することとする。</p>	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「廃棄物リサイクル率」については、算出方法に課題があるため、廃棄物の種類ごとの比重を配慮してとらえていく必要があると考えられる。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・統廃合や縮小する事業が多い状況の中で、事業構成を「現在のまま継続」とした理由を明確に記載する必要があると考えられる。

・県が本施策を主体的に推進するためにどのような課題等があつて、どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

施策体系	評価原案	
<p>政策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の保全</p> <p>(政策の概要) 陸中海岸国立公園や栗駒, 南三陸・金華山, 蔵王の各国立公園及びラムサール条約の登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼や蕪栗沼とその周辺水田など, 県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り, 次世代に引き継いでいくことは極めて重要であり, 積極的にその保全に取り組むとともに, 社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにする。 また, 安全できれいな空気や水, 土壌など, 県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り, 改善していく。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の達成度については, 全7指標中, 閉鎖水域の水質(松島湾(甲),(丙))の指標がCだが, これは特定の地域(松島湾(甲), (丙))における指標であり, これ以外の指標はAまたはBであることから, 全体としては目標は達成されていると判断する。 ・県民意識調査では, 施策の重視度について「重視」の割合が約73%とある程度高いが, 「満足」の割合は約42%であり, 重視度と満足度の乖離が大きくなっていることから, 県民には本県の自然環境や生活環境の豊かさが実感されていないと考えられる。 ・社会経済情勢では, 「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されたことをはじめ, 施策対象各分野において, 方針や計画の策定が行われている。 ・施策を構成する事業の実績及び成果を見ると, 今後事業実施計画を策定する「伊豆沼・内沼環境保全対策事業」を除く14事業において, 「成果があった」, 「ある程度成果があった」としている。 ・以上, 総合的に勘案すると, 政策の進捗状況は概ね順調であると判断する。
<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全再生の推進においては, 科学的知見とそれに基づくシナリオの検討を充分行うとともに, 生態系の回復には長期間が必要であることを十分認識しながら事業を進める必要がある。 ・野生生物の保護管理の推進において, 県内のイノシシ及びニホンジカの保護管理は個体数調整のみでは実現できないことから, 関係機関と連携を図りながら, 被害防除対策や生育環境の整備を図っていく必要がある。また, 傷病野生鳥獣救護については, 現行の救護体制は大型鳥獣の保護・飼養が困難になっているほか, 都市部を中心に救護要請が増加傾向にあり, 休日の救護体制やボランティアの経費負担の増大あるいは感染症対策の充実などが課題となっている。 ・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進については, 農業・農村を活用した環境教育面で, 活動主体と行政機関との間で活動趣旨に対する認識が一致していない場合がある。また, 地域リーダーが不在のため, 行政主導から脱却できない地域がある。 ・みどり空間の保全については, 間伐の実行量を確保するために計画的な事業推進が必要であり, 松くい虫被害対策では, 沈静化を図る施策を継続していく必要があるが, 県及び市町村の財政状況から防除レベルを継続的に維持することが困難になっている。また, みどり空間の創出について, 市町村や森林組合等関係機関との連携を強化し, 広範に情報収集を行うほか関係者に積極的にPRするとともに, 計画的に事業を進めていく必要がある。 ・健全な水循環の推進について, 導水路の整備や水利権の取得及び漁業権との調整等が課題である。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全再生の推進においては, 伊豆沼・内沼では生物, 水質等に関する科学的知見の収集と再生シナリオの検討を充分行うとともに, 蒲生干潟では, モニタリングを充分実施する。また, すでに保全手法が確立している栗駒, 金華山では着実に事業を実施する。 ・野生生物の保護管理の推進については, イノシシ及びニホンジカについて, 関係機関と連携を図り個体数調整, 被害防除対策及び生育環境の整備を推進していくとともに, 傷病野生鳥獣救護については, 「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」で定めた関係機関の役割にそって機動的で効果的な傷病野生鳥獣救護を推進する。 ・自然環境の保全及び活用に関する活動については, 地域が主体となって活動を展開している事例を研究しながら, 地域の合意形成を図るほか, 将来的に地域リーダーになり得る人材を発掘し, 育成するための研修を行い, 効果的な事業推進を図る。 ・みどり空間の保全については, 間伐が必要となっている森林所有者に対し, 関係機関と連携し啓発を進めるほか, 松くい虫被害対策では, 第三次松くい虫被害対策事業推進計画に則した事業を継続実施する。また, みどり空間の創出については, 関係機関と連携・協力を強化し, 積極的な事業の広報と継続的な事業実施を図る。 ・健全な水循環推進では, 関係機関との調整及び水質と湖沼生態系の回復状況を検証するとともに, 水質モニタリングや藻場の分布調査等を実施する。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策に設定されている目標指標等の項目や達成状況からは、施策の成果(進捗状況)を把握するのが困難であるため、全体的な成果を分かりやすく表す情報を示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策の目標指標等「閉鎖性水域の水質(COD)」については、基準値(目標値)と実測値とに、また、課題と対応策(アカモクの藻場設置等)とに、かい離が見られる。設定された基準値にまで改善することが現実的に可能なのか、機械的に改善する意味があるのか、今後どのように対応していくべきなのかについて、理由づけを明確にしていく必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の保全			
<p>施策番号29:豊かな自然環境, 生活環境の保全</p> <p>(施策の概要) 県内の豊かで多様な自然環境を積極的に保全し、将来の世代に健全な姿で引き継いでいくことや、きれいな空気や水、土壌など、県民が健康で安心して暮らすことができる生活環境の保全を目指す。また、その取組に向けて、地域の人材育成や体制整備を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 達成度A 現況値 26% (平成20年度) 目標値 26% (平成20年度) 初期値 26% (平成18年度) ・協働推進組織が主体となって地域の農村環境保全等の活動を実施した組織数 達成度B 現況値 4組織 (平成20年度) 目標値 6組織 (平成20年度) 初期値 0組織 (平成18年度) ・松くい虫被害による枯損木量 達成度A 現況値 14,420m³ (平成20年度) 目標値 17,454m³ (平成20年度) 初期値 18,817m³ (平成17年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)伊豆沼 達成度B 現況値 9.8mg/l (平成20年度) 目標値 5.0mg/l (平成20年度) 初期値 9.8mg/l (平成17年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・甲 達成度C 現況値 3.7mg/l (平成20年度) 目標値 3.0mg/l (平成20年度) 初期値 3.0mg/l (平成17年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・乙 達成度A 現況値 2.0mg/l (平成20年度) 目標値 2.0mg/l (平成20年度) 初期値 2.0mg/l (平成17年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・丙 達成度C 現況値 2.8mg/l (平成20年度) 目標値 2.0mg/l (平成20年度) 初期値 2.5mg/l (平成17年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の達成度については、全7指標中、閉鎖性水域の水質(松島湾(甲),(丙))の指標がCだが、これは特定の地域(松島湾(甲),(丙))における指標であり、これ以外の指標はAまたはBであることから、全体としては目標は達成されていると判断する。 ・県民意識調査では、施策の重視度について「重視」の割合が約73%と比較的高いが、「満足」の割合は約42%であり、重視度と満足度の乖離があることから、県民には本県の自然環境や生活環境の豊かさが十分に実感されていないと考えられる。 ・社会経済情勢では、「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されたことをはじめ、施策対象各分野において、方針や計画の策定が行われている。 ・施策を構成する事業の実績及び成果を見ると、今後事業実施計画を策定する「伊豆沼・内沼環境保全対策事業」を除く14事業において、「成果があった」、「ある程度成果があった」としている。 ・以上、総合的に勘案すると、施策目的に対して進捗状況は概ね順調であると評価できる。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の分析結果からは、各事業とも必要性・有効性・効率性に大きな問題はなく、事業構成を大幅に見直す必要は少ないと考えられる。 ・しかし、県民意識調査において、優先すべき項目として「大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた、公害に対する調査研究・技術開発」とした回答が最も多かったことから、環境改善対策の実効性をより高めるためにも、基礎となる研究開発に関する事業にも力を入れる必要があると考えられ、今後検討していく。 	
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p>		
	<p>・自然環境の保全再生の推進においては、複雑多様な連鎖、因果関係から成り立つ自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオ(何をどう行えば、何がどう変わるか)の検討を充分行い、事業着手後もモニタリング結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により実施していくとともに、生態系の回復には長期間が必要であることを充分認識しながら事業を進める必要がある。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進においては、平成20年度に「宮城県イノシシ保護管理計画」及び「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」を策定し、県内で個体数を増加させ、農林業被害等を増大させている県内のイノシシ及びニホンジカの保護管理を開始したが、保護管理は個体数調整のみでは実現できないことから、関係機関と連携を図りながら、被害防除対策や生息環境の整備を図っていく必要がある。また、傷病野生鳥獣救護においては、現行の救護体制はアニマルレスキュー隊員の自宅等での一時的な飼養のため、カモシカやハクチョウ等大型鳥獣の保護・飼養が困難になっている。そのほか、都市部を中心に救護要請が増加傾向にあり、休日の救護体制やボランティアの経費負担の増大などが課題となっている。さらには、鳥インフルエンザの発生が懸念される中、感染症対策の充実なども求められている。</p> <p>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進については、農業・農村を活用した環境教育面で、活動主体と行政機関との間で活動趣旨に対する認識が一致していない場合がある。また、地域リーダーが不在のため、行政主導から脱却できない地域がある。</p> <p>・みどり空間の保全については、平成21年度以降の間伐の実行量を確保するため、従前よりも計画的な事業推進が必要である。松くい虫被害対策では、新たな防除技術開発による被害終息は困難なことから、沈静化を図る施策を継続する必要があるが、県及び市町村の財政状況から防除レベルを継続的に維持することが困難になっている。</p> <p>・みどり空間の創出については、県民や企業等と協働した森づくりを県内に広めるためには、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的に事業展開していく必要がある。また、みやぎの里山林協働再生支援事業については、地方振興事務所や市町村、森林組合等との連携を強化し、より広範な情報の集積と企業等への広報宣伝に力を入れていく必要がある。</p> <p>・健全な水循環の推進において、伊豆沼・内沼の水質保全については、導水路の整備や水利権の取得等が課題であり、松島湾の水質保全については、アカモクの藻場を造成する場所の確保が、漁業権のある養殖場との調整で難しいところがある。</p> <p>【次年度の対応方針】</p> <p>・自然環境の保全再生の推進においては、今後事業計画を具体的に検討する伊豆沼・内沼では、生物、水質等に関する科学的知見の収集と再生シナリオの検討を充分行い、すでに事業着手している浦生干潟では、モニタリングを充分実施する。また、すでに保全手法が確立している栗駒、金華山島では、予算の範囲内で着実に事業を実施する。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカについて、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会並びにイノシシ部会及びニホンジカ部会での審議を踏まえながら、関係機関と連携を図り個体数調整、被害防除対策及び生育環境の整備を推進していくとともに、傷病野生鳥獣救護においては、平成19年3月に策定した「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」で定めた関係機関の役割に沿って、機動的で効果的な傷病野生鳥獣救護を推進する。</p> <p>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進については、地域が主体となって活動を展開している事例を研究しながら、地域の合意形成を図るほか、将来的に地域リーダーになり得る人材を発掘し、育成するための研修を行い、効果的な事業推進を図る。</p> <p>・みどり空間の保全については、森林の施業履歴等に基づき、間伐が必要となっている森林所有者に対し、関係機関と連携し普及啓発を強化していくほか、松くい虫被害対策では、第3次松くい虫被害対策事業推進計画(平成19年度～23年度)に則した事業を継続実施する。また、みどり空間の創出では、県民や企業等と協働した森づくりについて、県内各市町村との連携により、活動フィールドの確保と継続的な事業実施を図り、みやぎの里山林協働再生支援事業については、関係機関との連携を強化しながら、あらゆる機会を通じて企業等へ広報宣伝を行い、より多くの協定締結と活動範囲の拡大を図る。</p> <p>・健全な水循環の推進では、伊豆沼・内沼の水質保全については試験導水を行うための関係機関との調整を行うとともに、試験導水前後における水質と湖沼生態系の回復状況などの検証を実施し、また松島湾の水質保全については、水質モニタリングや藻場の分布調査等を実施する。</p>		

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等の項目や達成状況からは、施策の成果(進捗状況)を把握するのが困難であるため、施策の全体的な成果を分かりやすく表す情報を示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・目標指標等「閉鎖性水域の水質(COD)」については、基準値(目標値)と実測値とに、また、課題と対応策(アカモクの藻場設置等)とに、かい離が見られる。設定された基準値にまで改善することが現実的に可能なのか、機械的に改善する意味があるのか、今後どのように対応していくべきなのかについて、理由づけを明確にしていく必要があると考える。

政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

施策体系	評価原案	
<p>政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</p> <p>(政策の概要) 昭和40年代以降、大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎える。厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本の整備を推進する。 また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進する。 さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働のもとで、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保持機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進する。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて1つの施策で取り組んだ。 ・アドプトプログラム認定団体数や中山間地や農地の保全活動に参加する団体数は、目標値を上回っており、住民の社会資本整備に対する関心は高まっていると考えられ、住民参加型の社会資本整備は順調に推移している。 ※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名。住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化を進めるもの。 ・豊かな自然や美しい景観の保全に向け、集落の協定に基づく農業生産資源や環境資源の保全向上活動が、着実に実施されている。 ・景観行政団体として1団体が認定されたが、今後も市町村に対する支援を継続する必要がある。 ・以上のことから、住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメントを実践していくため、社会資本施設の診断カルテ作成に取り組んでいくとともに、身近な社会資本施設の維持管理に住民参加が拡大されるようアドプトプログラム事業の普及、啓発に努めていく必要がある。 ※ストックマネジメント:新たに建設する施設を含めた公共土木施設等全般について、保有する機能を最大限有効に活用できるよう総合的な事業管理を行うこと。 ・農村では、高齢化や後継者不足等に伴い集落活動の減退が懸念されるとともに、農業者による環境資源の維持・保全が困難になっているため、他事業との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村振興を検討する第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努めていく必要がある。 ・景観に対する市町村、県民の意識醸成は十分とは言えないことから、「新・宮城景観形成指針」に基づき、各種事業を継続的、効率的に実施していく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・政策や施策の目的と構成施策に設定されている目標指標等や構成事業の成果との関連が分かりにくいので、各年度の実施の状況や成果を具体的に記載するなどし、政策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・景観には自然・歴史・都市等さまざまな視点があるが、施策の構成事業を見ると、農山村地域以外への予算措置は皆無に近く、政策・施策の目的達成に直接結びつかないと考えられるものがある。特に本政策で取り組むべき、都市における景観の保全と整備の促進、美しい景観を生かした地域づくりの推進についても、どのような課題等があり、どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に示す必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成		
<p>施策番号30:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</p> <p>(施策の概要) 道路や河川などの身近な社会資本について、住民と協働し、地域と一体になった整備と維持管理体制を構築するとともに、長期的視点に立った社会資本の整備を目指す。また、農山漁村が持つ豊かな自然環境の維持保全活動や、良好な景観づくりへの支援を行うなど、住民との協働による美しい地域づくりを目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 60.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・アドプトプログラム認定団体数 達成度A 現況値 255団体(平成20年度) 目標値 239団体(平成20年度) 初期値 161団体(平成17年度)</p> <p>※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名。住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化活動を進めるもの</p> <p>・中山間地や農地の保全活動に参加する団体数 達成度A 現況値 770団体(平成20年度) 目標値 703団体(平成20年度) 初期値 253団体(平成18年度)</p> <p>・景観行政団体数(市町村) 達成度B 現況値 1団体(平成20年度) 目標値 3団体(平成20年度) 初期値 0団体(平成18年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <p>【目標指標等】 ・「アドプトプログラム認定団体数」は、目標値を上回り順調に推移している。 ・「中山間地や農地の保全活動に参加する団体数」は、既に平成21年度の目標値を上回ることができた。 ・「景観行政団体数」は、平成20年度実績は1団体であった。今後も継続的な事業実施により目標値の達成を目指す。 【県民意識調査結果】 ・「重視」の割合が60.4%であり、重要ではないとする割合の17.1%を上回り、県民が本施策を必要と感じていると判断ができる。また、「満足」の割合は31.7%であり、今後も本施策を推進する必要がある。 【社会経済情勢】 ・道路、海岸、河川、港湾及び公園に関して、清掃や緑化などのボランティア活動や市民活動(NPO等)への活動が活発になっており、スマイルサポーターの認定団体も増加し、地域住民や企業等の参加が拡大している。 【事業の実績及び成果】 ・施策を構成する事業については、一部成果がないとの分析もあったが、施策を実現するための必要性は妥当又は概ね妥当であり、一定の成果があったと判断できる。</p> <p>以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</p>
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>・ストックマネジメントの実践において、まずは社会資本施設の現況把握が必要となるが、台帳等の整備が十分とは言えない。 ・道路や河川清掃等にボランティア活動を拡大させるため、さらなる普及、啓発の取り組みが必要である。 ・農村では、高齢化の進展や後継者不足等により、集落活動の減退が懸念されるとともに、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているため、これらの活動への非農家の参画促進が課題である。 ・全国的には景観法の制定など景観に対する意識の高まりは見られるものの、県内においては市町村、県民ともまだ意識醸成が十分とは言えない。</p>
		<p>【次年度の対応方針】</p> <p>・社会資本施設の診断カルテの作成に取り組むとともに、住民との対話の場を増やして、身近な社会資本施設の管理への住民参加の拡大に努める。 ・ホームページ等を活用して事業の啓発を図り、アドプトプログラム認定団体の拡大に努める。 ・他事業との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村振興を検討する第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。 ・「新・宮城県景観形成指針」に基づき、県の景観行政に係る各種施策・事業を、平成19年度及び20年度の事業内容、成果の検証と併せて、継続的、効率的に実施していく。</p>

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策の目的と目標指標等や構成事業の成果との関連が分かりにくいので、各年度の取り組みの状況や成果を具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・景観には自然・歴史・都市等さまざまな視点があるが、施策の構成事業を見ると、農山村地域以外への予算措置は皆無に近く、施策の目的達成に直接結びつかないと考えられるものがある。施策の目的を踏まえ、事業構成の方向性を検討する必要があると考える。

施策体系	評価原案	
<p>政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり</p> <p>(政策の概要) 近い将来、発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え、市町村や関係機関と連携しながら被害を最小限にする県土づくりに取り組む。 地震、津波などに対しては観測体制を強化し、その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図る。 また、早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに、住宅等についても耐震化を促進する。 津波に対しては、水門等の施設整備などを順次進めていく。同時に、住民や観光客等が速やかに避難できるような広報・避難誘導態勢を整備するなど、ソフト対策も進め、総合的な津波対策を推進する。 一方、洪水及び土砂災害に対しては、県民への防災情報をより迅速かつ的確に提供するなどソフト対策と合わせ、自力での避難が困難な災害時要援護者の入居施設や二次被害の防止を目的とした避難所、避難経路など、より効果的な施設整備を計画的に進める。 また、災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため、平常時からのきめ細かな情報提供を行うとともに、企業に対するBCP(緊急時企業存続事業計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図る。 災害発生時の対応は、行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要である。このため、住民による自主防災活動と、企業による地域防災活動を促進するほか、これらの活動のリーダーとなる人材育成を行うなど体制整備を推進する。 さらに、地域の中で災害時要援護者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織への情報提供を図る。 加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な情報提供体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行う。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>政策評価(総括)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 施策31では、各施設における耐震化が順調に進捗しているとともに、津波に備えた体制づくりが構築されつつあることから、宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実が順調に進捗していると判断する。 施策32では、施策の対象範囲が広範かつ大規模ではあるが、各事業における実績や成果の状況等から判断して、概ね順調に洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進が図られていると判断する。 施策33では、ソフト対策が中心であることから、どの程度地域防災力が向上したのか一概に判断することは難しい面もあるが、各事業の実績や成果の状況等から判断して、概ね順調に地域ぐるみの防災体制の充実化がなされていると判断する。 以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
	<p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県沖地震の再来が切迫しており、ハード対策を出来るだけ前倒して実施する必要がある。 大規模災害に対する被害を最小限にするためには、ハード対策のみに終始することなくソフト対策も同時に推進することで、より大きな効果を生むことから、引き続き更なる政策の推進に努めていく必要がある。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策31については、設定されている目標指標等「県有建築物の耐震化率」及び「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(完了率)」からは施策の成果が分かりにくいので、県有施設の状況のみではなく、市町村や民間の施設の耐震化率などにより、県全体、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。
- ・構成施策33については、設定されている目標指標等「自主防災組織の組織率」及び「防災リーダー研修受講者数」からは施策の成果が分かりにくい。特に居住地における防災体制の強化に重点がおかれているが、昼間の災害に対応するためには勤務先における防災体制の強化が必要であることに留意し、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策31については、耐震化の推進という方向性は適切であるが、耐震化の必要不可欠な箇所を対象とする事業を優先するなど、事業の優先順位を検討する必要があると考える。また、本施策を効率的・効果的に進めるためには、システムの汎用化や、他の施設管理者等とのコーディネートを図ることが重要であり、積極的に国や市町村等との連携を深めていく必要があると考える。
- ・構成施策33については、地域ぐるみの防災体制の充実を図るためには、住民や防災リーダー等の高齢化を踏まえて取組みを進めて行く必要があると考える。また、夜間や居住地のみではなく、昼間や勤務先を想定した防災体制の充実を図ることが重要であり、積極的に市町村や企業等との連携を深めていく必要があると考える。

施策体系	評価原案		
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり			
<p>施策番号31:宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実</p> <p>(施策の概要) 宮城県沖地震に備え、各種施設の耐震化や津波・高潮対策等に取り組むとともに、観測体制を強化し、各情報を迅速かつ的確に伝達するネットワーク化を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.5% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 49.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数 達成度A 現況値 91.9%(平成20年度) 目標値 90.0%(平成20年度) 初期値 84.5%(平成18年度) ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 達成度A 現況値 50橋(平成20年度) 目標値 50橋(平成20年度) 初期値 40橋(平成18年度) ・県有建築物の耐震化率 達成度A 現況値 63.0%(平成20年度) 目標値 63.0%(平成20年度) 初期値 51.0%(平成18年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有建築物の耐震化率は、計画を前倒したことにより、目標を上回ることができた。緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率とも目標どおりの進捗状況である。以上、3つの目標指標等ともに目標を達成している。 ・県民意識調査結果からは、33ある施策のなかで「重視」の割合が最も高いことから、この施策に対する県民の期待が非常に高いことが伺える。 ・社会経済情勢からは、宮城県沖地震の発生から30年以上が経過し、再来の切迫性が増している。 ・事業の実績及び成果等からは、大半の事業において目標を達成していることから、事業が着実に進捗しているものと判断する。 ・以上のことから、施策の目的である「主要な防災拠点の耐震化」や、総合的な津波対策が図られつつあると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま 継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策については、各種建築物への耐震化を始め、津波発生時におけるソフト対策、ハード対策を含めた事業構成となっていることから、今後も現在の事業構成を継続していくこととする。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えるため、各種の震災対策事業を県民の目に見える形で着実に実施することにより、県民の満足度を高めていく必要がある。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対策事業の行動計画である「第2次震災対策アクションプラン」において、重点的に取り組むとした「耐震化の推進」を中心に着実に実施していくとともに、地震研究や防災技術の進展を取り入れた減災に直結する事業については、積極的に取り入れていく。 ・また各種震災対策事業の取組状況等について、ホームページや広報紙等を活用することにより、県民の理解・満足の向上に努めていきたい。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等「県有建築物の耐震化率」及び「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(完了率)」からは施策の成果が分かりにくいので、県有施設の状況のみではなく、市町村や民間の施設の耐震化率などにより、県全体、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・耐震化の推進という方向性は適切であるが、耐震化の必要不可欠な箇所を対象とする事業を優先するなど、事業の優先順位を検討する必要があると考える。
・本施策を効率的・効果的に進めるためには、システムの汎用化や、他の施設管理者等とのコーディネーションを図ることが重要であり、積極的に国や市町村等との連携を深めていく必要があると考える。

施策体系	評価原案	
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり		
<p>施策番号32:洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進</p> <p>(施策の概要) 洪水被害や土石流、地滑り、がけ崩れなどの土砂災害・山地災害を防ぐため、危険度・優先度の高い箇所を明確にして、計画的かつ効果的な施設整備を目指す。また、洪水や土砂災害に関する防災情報を、より迅速かつ的確に県民へ提供するなどのソフト対策の推進を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 85.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.9%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・洪水ハザードマップ作成市町村数 達成度A 現況値 28市町村(平成20年度) 目標値 28市町村(平成20年度) 初期値 15市町村(平成18年度) ・洪水ハザードマップ市町村作成率 達成度A 現況値 93.0%(平成20年度) 目標値 93.0%(平成20年度) 初期値 50.0%(平成18年度) ・今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数 達成度A 現況値 12,000戸(平成20年度) 目標値 12,000戸(平成20年度) 初期値 0戸(平成18年度) ・土砂災害危険箇所における対策実施箇所数(ハード対策箇所数及びソフト対策箇所数) 達成度B 現況値 1,351箇所(平成20年度) 目標値 1,480箇所(平成20年度) 初期値 1,054箇所(平成17年度) ・地すべり、急傾斜地崩壊等から守られる住宅戸数 達成度B 現況値 13,008戸(平成20年度) 目標値 13,016戸(平成20年度) 初期値 12,478戸(平成17年度)</p>	<p>施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果からは、施策の重要度が8割超を維持している反面、満足度が4割程度となっており、今後も着実な事業の推進を図っていく必要があると判断される。 ・社会経済情勢等からは、異常気象等に伴う水害、土砂災害等が全国的に多発していることに加え、来る宮城県沖地震による被害等を勘案すると、当該施策の早急な推進が必要であると判断される。 ・目標指標等からは、洪水ハザードマップ作成や施設整備により保全される人家戸数等について、事業は順調に進捗しており、目標を達成していると判断される。土砂災害危険箇所に対する対応については岩手・宮城内陸地震の影響により目標を僅かに下回ったが、地震により被害を受けた箇所も含め、次年度以降も着実に施策を推進することにより、期待される目標・成果を達成できるものと判断される。 ・各事業の実績・成果の状況からは、各事業とも概ね順調に進捗しており、期待される成果を概ね達成していると判断される。 ・以上のことから、本施策の目的であるハード・ソフト両面による大規模自然災害対策は着実に進行しており、県民全体の減災への意識も着実に向上していると考えられ、本施策の進捗状況は、概ね順調であると判断する。 ・ただし、当該施策については、災害発生により初めて効果が発現されることから、現在の進捗状況に満足することなく、今後も更なる施策の推進に努めていく必要がある。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村によって、洪水ハザードマップ作成の取組状況に温度差があり、進捗への影響が懸念される。 ・ソフト対策における情報提供等について、災害発生時等に効果的に情報が活用されるよう、検討していく必要がある。 ・県内に8千箇所以上ある土砂災害危険箇所に対するソフト対策・ハード対策の両輪による総合的な土砂災害対策ならびに治山事業については、限られた予算の中、着実に事業を推進できるよう効率的な実施計画を検討していく必要がある。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との打合せ、調整を今まで以上に密に行い、より良いハザードマップの作成ならびにより分かりやすい情報提供やシステム等の周知方法を検討する。 ・総合的な土砂災害対策等については、ストックマネジメント(現有施設の長寿命化や新規施設の維持管理を含めたトータルコストマネジメントを基軸とした新しい社会資本整備思想)による更新費の削減や市町村との連携強化による効率的な事業の進捗を図り、着実な事業効果の発現に努めたい。

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:適切】

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。特にハード対策のみによる対策は財政的に困難であるから、ソフト対策を効果的に組合せて減災を図る姿勢は評価できる。

【判定:適切】

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

施策体系	評価原案		
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり			
<p>施策番号33:地域ぐるみの防災体制の充実</p> <p>(施策の概要) 災害発生時の減災には、地域防災力の強化・向上が重要であることから、住民の自主防災活動と企業の防災活動等を促進するとともに、これらの活動のリーダーとなる人材育成や関係団体との連携強化を行うなど防災体制の充実を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.1%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・自主防災組織の組織率 達成度B 現況値 83.8%(平成20年度) 目標値 86.0%(平成20年度) 初期値 81.0%(平成18年度) ・防災リーダー研修受講者数 達成度A 現況値 770人(平成20年度) 目標値 600人(平成20年度) 初期値 34人(平成18年度)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等について自主防災組織の組織率は、目標を僅かながらに下回った。防災リーダー研修受講者数は、予定を上回る受講申込があり、目標を達成した。自主防災組織については、組織率を高めるだけでは意味がなく、防災リーダー研修も併せて実施することで、自主防災組織の質の向上が図られると考えている。 ・県民意識調査結果からは、施策の「重視」の割合が8割を超えているが、「満足」の割合が4割であることから、更なる事業の推進を図る必要がある。 ・社会経済情勢等からは、「岩手・宮城内陸地震」が発生したことから、自主防災組織や地域ぐるみの防災体制の必要性が強く認識されている。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね成果を挙げつつあり、地域ぐるみの防災体制の充実化に寄与しているものと判断される。 ・以上のことから、施策の目的である自主防災組織の活動の活性化と、地域防災力の向上が図られつつあるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調に進捗していると判断するが、施策を構成する事業はソフト対策が中心であり、県全体の地域防災力の底上げを図っていくためには、息の長い継続した取組が必要であることから、本事業構成を維持して継続する。
	<p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの防災体制を充実するには、「防災意識の高揚」が欠かせないものであり、地域住民だけでなく企業や事業所等も含めた防災活動の促進が必要である。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県沖地震が切迫していることから、県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更に高めていく必要があり、今後、地域防災力の向上に向け、自主防災組織のみならず幅広い人材育成について、スピード感を持って取り組んでいくほか、「防災意識の高揚」に効果が大きい事業については拡充していく。 	

評価原案に係る行政評価委員会の意見

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等「自主防災組織の組織率」及び「防災リーダー研修受講者数」からは施策の成果が分かりにくい。現在の施策は居住地を基準とするが、これは夜間の対策になっても昼間の対策にはならないから、勤務先の防災体制の状況などを含めて、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・地域ぐるみの防災体制の充実を図るためには、住民や防災リーダーの高齢化を踏まえた取組みを進めていく必要があると考える。また、居住地(夜間対応)のみではなく、勤務先(昼間対応)を想定した防災体制の充実を図ることが重要であり、積極的に市町村や企業等との連携を深めていく必要があると考える。